

K131.11

1

甲c



文部省著作

複式編制學校
教師用

尋常小學修身書

發賣所

株式會社

國定教科書共同販賣所

K131.11
1
4c

尋常小學修身書複式編制校用緒言

一。本書は複式編制尋常小學校用として編纂したるものにして、單級用を主とし兼て第一學年と第二學年とを合せ、第三學年と第四學年とを合せて二學級に編制せる場合にも使用せしむるものとす。

二。本書は別ちて教師用兒童用の二種とす。教師用書は甲乙二篇とし、學年度毎に相更へて使用せしむるものなり。兒童用書は専ら第三、第四學年の兒童に使用せしむるものにして、またこれを甲乙二篇に別ち以て教師用書の各篇に應せしめたり。第一、第二學年の兒童用としては特に教科書を編纂せず別に掛圖を製して教授上の便に供せり。

三。本書は主としてさきに發行したる文部省編纂尋常小學修身書の教材を襲用し、その體裁も略ぼこれに倣ひたり。但し教師用書に補助教材の欄を設けて例話を加へたるは教師をして適宜斟酌して同一教材の反復を避けしめんがためなり。

四。教師用書各課の説話要領は單級の場合に於ては各組を通じて一様に教授すべきものなれども、これを(一)(二)に別ちたるは級中兒童の程度の差あるに

緒言

二

應せんがためにして、(一)は第一第二學年用に充て、(二)は第三第四學年用に充つるを主としたるなり。但し兩者の間には親密なる聯絡を保たしめたり。また二學級に編制したる場合に於ては、全く兩者を區別して教授し、注意欄の諸項もこれに應じて取捨選擇する所あるべし。

五。教材の分量は二學級に編制したる場合の用を斟酌したるがために、單級用としては或は多きに過ぐるの虞なしとせず。されば單級の場合には適宜取捨して教授すとも妨なし。

六。教師用書の使用法左の如し。

イ。單級の場合

第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
第一學年 第二學年 甲篇	第一學年 第二學年 第三學年 乙篇	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 甲篇	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 乙篇

第三學年
第四學年

第四學年

本表は假に甲篇より始むることとしたれども、乙篇より始むとも差支なし。次表またこれに準ず。

ロ。第一學年と第二學年とを合せ、第三學年と第四學年とを合せて二學級に編制したる場合。

第一年度	第二年度	第三年度	第四年度
第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 甲篇の(一) 甲篇の(二)	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 乙篇の(一) 乙篇の(二)	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 甲篇の(一) 甲篇の(二)	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 乙篇の(一) 乙篇の(二)

(一)(二)とあるは說話要領の(一)(二)を示せるなり。

七。本書教授上注意すべきこと左の如し。

緒言

イ。修身科にて授くる事項は兒童をしてこれを理解せしむるのみならず、自ら進んでこれを實行せんとの念を起さしめんことを期し、常にこれが實行を督勵すべし。

ロ。各課を教授する際、土地の情況及び生活の情態に應じ、兒童の日常經驗せる事實を引用して理解を容易ならしめ、以て確實なる觀念を得しむべし。ハ。人物の事蹟を授くる際には、なるべく現今の事情及び兒童の境遇と比較して説明すべし。

ニ。格言はよくこれを理解せしめ、なほこれを暗誦せしむべし。

ホ。作法はこれに聯關せる課を授くる際、隨時演習せしむべし。但し繁雜に流るべからず。

ヘ。偶發事項を利用して隨時教訓を加ふべし。

ト。同一徳目を授くる課の甲乙各篇に出づるものは、その注意備考の欄を對照し、相裨補して教授すべし。

明治三十八年八月

文 部 省

目 録

第一	孝 行	親のいひつけをまもれ	三
第二	友 愛	きよいだい仲よくせよ	九
第三	わが家	うちのたのしみ	十四
第四	學 校	知識をみがけ	十九
第五	規 律	時刻をまもれ	二十五
第六	友 だち	友だちを助けあへ	三十二
第七	禮 儀	不作法なことをするな	三十三
第八	寛 恕	禮儀をまもれ	三十六
第九	健 康	人の過なゆるせ	四十一
第十	勇 氣	からだを大切にせよ	四十五
第十一	志を堅くせよ	元氣よくあれ	五十一
第十二	勤 勉	志を堅くせよ	五十六
第十三	正 直	心のかげめることをするな	六十五
第十四	自分の物と人の物	自分の物と人の物	七十四

第十五	儉約	(一) 儉約を粗末にあつかふな	八十七
第十六	忠君	(一) 天皇陛下 (二) 忠君	九十六
第十七	大日本帝國	(一) 皇大神宮 (二) 大日本帝國	百三
第十八	大日本帝國(うづき)	(一) 日の丸の旗 (二) 大日本帝國(うづき)	百八
第十九	近所の人	(一) 近所の人 (二) 同	百十四
第二十	公益	(一) 人に迷惑をかけるな (二) 公益をはかれ	百十九
第二十一	博愛	(一) 博愛 (二) としよりに親切にせよ	百二十六
第二十二	國民の義務		百三十七
第二十三	議員選舉		百三十八
第二十四	よい日本人		百四十二

新入學兒童に對する教師の心得

一。兒童入學の當初教師のなすべき訓示中には、學校は兒童を教育してよき人になす所にして、兒童の両親より、だの他先輩等も均しくここに教育せられしことを知らしめて、愛校の念を起さしめ、また兒童は常に教師の教を守り、日課業時間に後ることなく登校し、教室内にては氣をつけて學び、運動場にては元氣よく遊び、上の組のものを兄弟の如く敬ひ、同じ組のものとは仲よく交るべきことの大體を説き聽かすべし。

二。兒童入學の當初教師は兒童を率ゐて學校の出入口廊下履物置場運動場便所その他携帶品の置場等を一通り目撃せしめ、場所ごとにその心得の要點を簡明に論じ、以て登校退出の際並に休憩時間等に混雜を生ずるが如きことなからしむべし。

三。次に教室の出入學校用具の整頓、腰をかくるとき、立つとき、歩むときの姿勢、敬禮の仕方並に手のあげ方等を簡易に教へ示して實習せしむべし。但し

新入學兒童に對する教師の心得

二

一時に完成を求むべからず。當初數週の間は機會あるごとにこれが實習に注意し、漸く慣るるに至らしむべし。

四。新入の兒童には、上の組の兒童をして適宜これが庇護の任に當らしめ、雙方實習の如き場合に際しては、これをしてその模範を示し、或は矯正の勞を執らしむべし。

五。學年の初は、新入の兒童を主として訓諭するを要すといへども、他の兒童にも放心せしむるが如きことなく、その訓諭によりて各自反省する所あらしめ、益實行の完成を期せしむべし。

尋常小學修身書

複式編制學校
教師用

甲篇

第一 孝行

目的

- (一) 親のいひつけをまもれ
- (二) 孝行

父母に孝行をつくすべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

說話要領

(一) 親のいひつけをまもれ。これはお梅が弟の一郎と共に椽をふく所なり。この日は日曜日のこととて、お梅と一郎とは母の手助をなさんがために、庭の掃除をなせり。母はこれを褒めて、さらに椽をふくべしといひつけたれば、二人は今椽

をふきをるなり。

お梅と一郎とは椽をふき終りし後、庭に出でて毬投をなしたるなりしが、父はこれを見て、そこには草花の種子を蒔きおきたれば、此方にて遊ぶべし。」といへり。二人は直に父の命じたる所に來りて遊べり。

諸子もこの二人の子供の如く、よく父母の命を守り、その手助をなすよゝにせざるべからず。また父母のなすべからずと戒めたまふことは、決してなすべからず。

主要なる設問 (一)お梅と一郎はどんなことをして、おかあさんの手助をしましたか。(二)おかあさんは二人になんといひつけましたか。(三)それで二人はどうしましたか。(四)二人が庭で毬投をしてゐたら、おとうさんがなるといひましたか。(五)それで二人はどうしましたか。(六)おとうさんやおかあさんのいひつけはどうせねばなりませんか。

(二)孝行。 今より百三四十一年程前、播磨のある村にオフサと

いふ少女ありき。その父母は貧しき農民なりしかば、オフサは八歳の頃より近所の人の子守をなし、または小使などをして、家のくらしを助け、九歳十歳の頃には、年老いたる父の草履、草鞋などを造る側にありて、藁をうち、またはその草履などを旅人に賣りて、父の勞を助けたり。また父の柴刈に行きて、目の傾くまで歸らざるときは、いたくこれを氣づかひて、必ず出で行きて迎へ歸れり。十一歳の時より他家の召使となりしが、主人よりもらひし物は父母に贈りて喜ばせ、暇あれば主人の許を受けて家に歸り、父母の安否をたづぬるをつねとせり。かくて數年の後、父は重き病にかかりしが、オフサを枕もとに呼びて、わが家貧しければ、やむを得ずして、汝を人の家の召使

となししに、汝は聊か恨むる色なきのみか、主人をもてる身の心にまかせぬ中にて、われ等を懇にいたはりくれし志、今更禮をいはんことばもなし。といひ、涙を流して喜びたり。

父は間もなく死して母一人となり、母は綿をつむぎてくらしのたしとしたれども、老いたる身にて、はかばかしく働くこともかなはざれば、オフサは力の及ぶかぎり、よくそのくらしを助け、暇あるごとに見まひては、親切に世話したりき。そのこといつしか土地の役所に聞えて、若干の金を賜はりて褒められたりとぞ。

諸子もまたオフサの如くよく父母につかふべし。すべて父母の命を守り、父母を敬ひ、父母を助け、その心を安んずるを孝行とはいふなり。

格言 孝ハ親ヲヤスンズルヨリ大イナルハナシ。

主要なる設問 (一) オフサはどうしようと思つて、近所の人につかはれましたか。(二) オフサが小さいときに、どんなことをしておとうさんの手つだひをしましたか。(三) オフサは人の家に雇はれてから、どんなことをしておとうさんやおかあさんの心をやすめましたか。(四) おとうさんがなくなる前に、オフサを呼んで、なんといひましたか。(五) オフサはどんなことをして、おかあさんを助けましたか。(六) どうしたら、おとうさんやおかあさんに孝行をすることになりますか。

注意

- 一。父母は兒童をよき人になさんがために、學校に入れしことなれば、課業に勉強するは父母の命に従ふことなる旨を諭すべし。
- 二。祖父母に對しても、父母に對すると同じ心得を以てつかふるよー諭すべし。
- 三。父母のほかに養育の恩を受くる人あらば、父母に對すると同じ心得を以てこれにつかふるよー諭すべし。

四。孝行は貧困その他非常の場合にあらざれば盡し難しと誤解せしむることなきよー注意すべし。

五。本課に因みて左の諸項を諷すべし。

イ。父母に口ごたへせぬこと。

ロ。父母に物をねだらぬこと。

ハ。他所へ行くには父母の許を受けること。

ニ。父母に心配をかけぬこと。

ホ。父母のもとを離れるものは時々音信を通じて安否をたづぬること。

第二 友愛

(一) きょーだい仲よくせよ

(二) 同

目的

きょーだい仲よくして助けあふべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) きょーだい仲よくせよ。ある日お梅は母の命を受けて、隣村の叔母のもとに使にゆかんとせり。一郎も共にゆかんとを請ひしかば、お梅は母に話して、つれだちてゆけり。ゆく途にて馬や車に出會ひしときは、お梅は一郎をかばひやりて、やがて叔母の家にいたり、用事の趣を傳へしに、叔母は褒めて菓子などを與へたり。かくてこの家の子供と遊びをりしが、あまり遅くならぬうちに歸らんとて、お梅は一郎を促し、丁寧に挨拶して立ち出でたり。

歸る途中にて、一郎は路ばたに、たんぽぽの美しく咲けるを見て、これを摘み歸らん。といふ。お梅は、否、否、あまり遅くならば、父母も心配したまふべし。早く歸るべし。とて、路を急ぎた

り。一郎ふと石につまづきしに、下駄の鼻緒切れしかば、お梅は一郎を助け、切れたる鼻緒をすけてやりたり。とかくするうちに時刻もうつりて、村はづれまで来りし頃には、日ははや暮れかかれり。

父母や祖父母は二人の歸の遲きを心配したりしが、やがて父は迎に行かんとて、門口まで出でしとき、二人は歸り來れり。父はその遅くなりしわけを聞きて、二人の仲よくして歸り來れるを喜びたり。

諸子はお梅と一郎とをまことに仲よききょうだいなりと思はざるか。お梅はいつも親切に一郎を世話し、一郎もまた決してお梅のいふことに背かざりき。かくきょうだい仲よくするはまことによき習はしなり。諸子も兄弟姉妹に對しては、よくそのいふことに従ふべし。弟妹に對しては、常に親切に世話をなし、若し過あらば、これを戒むるよー注意すべし。

格言 キョーダイハ兩手ノ如シ。

主要なる設問 (一)お梅は使に行く途で、どんなに一郎を世話しましたか。

(二)一郎がたんぼぼを摘まうといつたとき、お梅はなんといいましたか。(三)

一郎の下駄の鼻緒が切れたとき、お梅はどうしてやりましたか。(四)にいさ

んや、ねえさんにはどうするのがよいでせうか。(五)弟や妹にはどうするのがよいでせうか。

(二)きょうだい仲よくせよ。きょう代いはこれを樹木に譬ふれば、同じ幹より出でたる枝の如し。きょう代いは同じ家に成長し、寢食を共にし、その關係親子につぎて親密なるものなれば、互に友愛の道を盡し、成長後もかはるべきにあらず。

昔備前のある村に兄弟の農夫ありしが、互に田地を争ひて

訴へ出でたり。長引きたる争のこととて、兩方いづれにも味方ありて、むづかしき訴訟なりき。領主松平新太郎光政は思慮深き人なりしかば、かかるきょうだいの争はゆるかせにすべきことならずとて、泉八右衛門といふ役人にいひつけて、この争を止めしめんとせり。八右衛門は先づかの兄弟二人を己が家に呼びよせ、これに味方するものの従ひ來れるは悉く立退かしめたり。

さて八右衛門は、われ今急用生じたれば、その用事の済むまでは、二人共に待ちをるべし。とて、兄弟二人をば狭き一室に入れて休息せしめ、久しく待たせおきたり。その時は冬の頃なりしが、二人の間に一つの火鉢を出し、また食物を與へ、入浴をさせなどしていたはりたり。日暮に至りても、八右衛門は出

できたらず、人をして、用事いまだ済まざれど、今夜中には、かたをつくべし。といはしめたり。二人晝の間は互にものをもいはざりしが、漸く時刻の移るに従ひて、さすがに兄弟の中なれば、いつとなく言葉をかけて、火鉢によるべし。などいひかはし、互に身を寄せて手をあぶりをるうち、幼年の頃、共に父母の膝下に戯れて睦まじかりしことなど思ひ出し、なにとなく懷かしくなりて、覺えず父母の世にありし時のことなど話しあへり。かくするうち、兄弟の間にてかく訴訟を起すに至りしことを恥ぢ、後悔の念起りてやまず、兄まづ、われ等骨肉兄弟の間にてかかる争を起ししこそまことに恥かしき次第なれ。互にかの田地をわが物なりといひはりしたため、かくは争ひ訴ふるにいたれり。今より争をやめて、かの田地を二人にて耕す

こととしてはいかに。」といひいでたり。弟はこれをききて、「兄上もその心ならば、われにいかでか異議のあるべき。」といへり。よりて二人はこれまでの争を忘れて、仲なほりの相談を遂け、八右衛門にこの由申し出でたり。

八右衛門は直に出できたりて、二人に向ひ、「かく仲のなほりたるは、まことによるこぼし。兄弟は血を分けたるものなれば、かくこそありたけれ。」と懇に説ききかせしかば、二人は深く八右衛門の厚き志に感じ、涙を流して喜び歸りたり。それより後この二人は友愛の道を重んじて、甚だ睦まじき兄弟となりたりといふ。

主要なる設問 (一) 泉八右衛門はどんなにして二人のきよいだいをまたせておきましたか。 (二) 二人が長く待つてをる間に、どんなことを思ひ出しましたか。

たか。 (三) その時兄の方はなんといいだしましたか。 (四) 八右衛門はなんといつてきかせましたか。 (五) それから二人の仲はどうなりましたか。

注意

左の諸項を論すべし。

イ。きよいだいは成長の後異なる職業をとるに至りても常に親密にすべきこと。

ロ。きよいだいに難儀あらば、互に救ふべきこと。

ハ。きよいだいの睦まじきは父母の心を安んずるのみならず、一族繁榮の基なること。

第三 わが家

(一) うちのたのしみ

(二) 祖先をたつとべ

目的

家庭の樂と祖先をたつとぶべきことを知らしむるを以て本

課の目的とす。

説話要領

(一) うちのたのしみ。 見よ、ここに家内の人人集りて共に食事なしをれり。お梅と一郎とは食事をなしながら、祖父母や父母の間に應じて、學校にて習ひしこと、友だちと遊びしことなどを話し、父母や祖父母もいろいろのことを話しあひて、皆皆樂しさうに見ゆ。

諸子も家内の人たちのお蔭によりて成長しゆくなり。父母や祖父母などの厚き世話をうけ、きよいだい仲よくくらし、またこれ等の人たちと寢食を共にすればこそ樂しきなれ。諸子もし父母きよいだいもなく、その他世話する人もなき身なりせば、いかにばかりか悲しかるべき。

諸子よ、家内の人たちの世話をうけて樂しくくらすは諸子の大きな仕合なり。さればよく家内の人といふことをきき、目上の人にはよくつかへ、幼きものをばあはれむべし。諸子の家には、下男・下女その他の召使あるもあるべし。諸子は決してこれ等の人に無理をいひて、こまらするが如きことあるべからず。

格言 笑フ門ニハ福來ル。

主要なる設問 (一) 皆さんの仕合なのは誰のお蔭ですか。(二) 皆さんはうちでどんなお世話を受けてゐますか。(三) うちの人一人一人もなかったらどうでせうか。(四) 皆さんはうちの人にどうせねばなりませんか。(五) 召使にはどんなことをしてはなりませんか。

(二) 祖先をたよとべ。 一家の樂しくくらし得るは、また祖先のお蔭によること多し。徳川吉宗は家康の曾孫にして、今より

百九十年程前、將軍となりし人なり。祖先をたどる心厚かりしが、中にも殊に家康をたどつて、城内の家康を祀れる宮に参詣すべき日には、雨天にても厭ふことなく、必ず参詣をなせりとぞ。

ある年のことなりき、吉宗、家康の誕生日に譜代の士を招き、饗膳を賜ひて、今日は家康公の御誕生日なり。公の力によりて、今に至るまで天下泰平なるはまことにありがたきことならずや。汝等が祖先の勳功もまた一方ならず。今日上も下も祖先の功によりて、かく泰平を樂むことを得るは實によるこぶべきことなれば、一同祝ふべし。といひたりき。

諸子よ、我等は常に祖先をたどつて、またよく祖先の志を繼ぎて、一家の繁榮をはからざるべからず。もし惡しき行をなし

て家名を汚し、または遊惰に流れて家産を失ふが如きことあらば、父母に對して不孝なるのみならず、祖先に對しても大なる不孝となるべし。深く慎まざるべからず。

主要なる設問 (一) 徳川吉宗が雨の降る日でも、家康の宮におまゐりをしたのとはなぜでせうか。 (二) 吉宗は家康の誕生日にどんなことをしましたか。 (三) そのとき吉宗はどんなことを家來にいつてきかせましたか。 (四) 祖先に對してはどんな心得が大切ですか。

注意

一。(一)の掛圖に因みて食事に關する心得を授くべし。

二。本課を敎授する際、左の諸項を諭すべし。

イ。家内の人人は互に相愛し相助くべきこと。

ロ。わが家は祖先の家なること。隨てわが家を受し、これを繁榮ならしむるは祖先の志を成す所以なること。

ハ。祖先をたどるべきことは家の尊卑によらざるものなれば、吉宗の如く貴

き祖先を有せざる人にて、己が祖先をたつとぶべきこと。

ニ。祖先の墳墓を粗末にすべからざること。

ホ。親戚は互に睦ましくして助けあひ、爭論などを避くべきこと。

備考

吉宗が譜代の士を招きて饗膳を賜ひしは享保七年十二月二十六日のことにして、當日は家康の誕生日にあたり、且この年の干支は壬寅にして、家康が生れし天文十一年享保七年より百八十年前の干支に同じければ、特にこの催ありしなり。

第四 學校

(一) 學校

(二) 知識をみがけ

目的

學校に於ける心得を論し、また知識をみがくことの大切なるを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 學校。 諸子の喜び勇んで日日學校にきたるは何のため

ぞ。よき人にならんがためにあらずや。諸子の父母は諸子をよき人になさんがために、諸子を學校におくり、先生は讀み書き、算術を教へ、またおもしろき遊をも教ふるなり。

この繪(掛圖甲)を見よ。これは學校の教室なり。壇の上に立てるは先生なり。下にならべるは生徒なり。これ等の生徒がいかに氣をつけて掛圖を見、いかに心をとめて先生の話をきけるかを見よ。諸子も先生の話中は靜にしてよくきき、わからぬことは話のすみたる後に手を舉げて問ふべし。すべて先生にものをいはんとするときは、まづ手を舉げて許を乞ひ、恥ぢ臆することなく、明瞭に發言すべし。

この繪掛圖乙を見よ。これは生徒が先生と共に運動場にて遊ぶ所なり。いかに楽しさうに唱歌をうたひてまはり、いかに面白さうに毬を投げて遊ぶかを見よ。諸子も遊ぶときは互に仲よくして楽しく遊ぶべし。運動場に出でて何事もなすことなくして、徒にたたずみをるは宜しからず。

すべて教室にありてはよく學び、運動場にありてはよく遊ぶべし。學ぶべきときによく學び、遊ぶべきときによく遊ぶは諸子の大切な務なり。

格言 ヨク學ビ、ヨク遊ベ。

主要なる設問 (一)皆さんが學校にくるのはなんのためですか。(二)先生のお話中はどうしてをらねばなりませんか。(三)わからぬことのあるときはどうせねばなりませんか。(四)先生にものをいふにはどんなふうにいへばなりませんか。(五)運動場ではどんなにして遊ばねばなりませんか。

(六)運動場に出てどうしてゐるのはよくないでせうか。

(二)知識をみがけ。昔八幡太郎義家とて、武勇すぐれたる人ありき。奥羽の地方に戦亂起りし時、これが征伐にあづかりて功をたてたり。後、ある人の家に行きて、その戦のことを話しゐたるに、大江匡房（なまのさか）といふ學者その家に來あはせ、襖を隔ててその話を聞き、義家はりつぱなる武者なれども、惜しいかな兵法を知らず。とひとりごとをいひたり。義家の従者これを聞き、わが主人はすぐれたる武者なるに、匡房は何とてかかることをいふぞと思ひて、その次第を義家に告げたり。義家は「定めて仔細あることならん」といひて、匡房が歸らんとて車に乗りける所にすすみよりて挨拶し、遂にその門人となりて兵法を學びたりき。

その後、奥羽の地方再び亂れしに、義家またこれを討たんとて、軍勢を引率して進めり。途にて一行の雁刈田を目がけておりんとしけるが、俄に列を亂して飛び歸りたるを見て、急に馬を止め、先年匡房の教へられしが中に、野に伏兵あるときは飛雁列を破るといふことありき。伏兵必すこの野にあらん。早くこれをさがすべし。といひて搜索せしめしに、果して大勢の敵兵忍びゐたりしかば、これをうちとりたりき。その時義家、さきに匡房の一言なかりせば、われ今日危かりしものを。といひたりとぞ。

義家の如き武勇すぐれたる人も兵法を知らざりせば、伏兵のために破られしやもはかり難し。知識をみがくことの大切なるはこの話にても知らるべし。諸子が成長の後従事すべき職業についても、それぞれ心得置くべきこと多ければ、教師の教ふる所をつつしみてきき、また知らぬことは人に問ひただしなどして、つねに知識をみがかと心がくべし。

格言 玉ミガカザレバ光ナシ、人學バザレバ知ナシ。

主要なる設問 (一)大江匡房は義家がいくさの話をしてゐるのを聞いてなんといいましたか。(二)義家はともの者から匡房がいったことを聞いてどうしましたか。(三)その後義家がいくさに出かけていった時どんなことがありましたか。(四)義家は雁の列が亂れたのを見てなんといいましたか。(五)義家は隠れてゐた敵をうちと、たあとでなんといいましたか。

注意

- 一。本課に因みて左の諸項を論すべし。
- イ。教室にて妄に己が席を離るまじきこと。
- ロ。教授中に雑談すまじきこと。
- ハ。人にものを問ふを恥かしく思ふまじきこと。

二。人にものを問ふときには丁寧にすべきこと。
ホ。人にものを問はれたるときには親切に答ふべきこと。

二休憩時間には教師は兒童の遊戲を奨励せんがためになるべく兒童の中にまじりて、その遊戲を監督し、兒童の嗜好に應じて種種にこれを變更し、その運動の過激に陥らず、またあしき遊戲をなさざるよ！注意すべし。

補助教材

圓山應舉の話。 今より百三十四十年程前、京都に圓山應舉といふ有名な畫家ありき。あるとき應舉臥猪を畫かんとして、まづその實物を見んと思ひ、八瀬の柴賣女に臥猪を見せ、すぐに知らせよとたのみおきたり。一月ばかり過ぎて、かの女わが家のうしろなる竹やぶに猪の來り臥せるよしを知らせしかば、應舉ただちに八瀬に赴きて、よくそのさまを寫し、家に歸りて後、力をつくして臥猪の繪を仕上げたり。

たまたま鞍馬より來れる翁ありしかば、その繪を示して、實見せしところと違ふことなきやをたづねしに、この翁つくづく見て、これは病める猪にして、ただの臥猪にあらず、といふ。應舉驚きてその故を問へば、猪は眠るともその毛ふるひ立ちて、おのづから勢あるものなり。嘗て山中にて病める猪を見しことありしに、實にこの繪の如くなりき。さだめて病める猪の臥せるを見て、寫ししものならん、といへり。應舉ここにおいて、つぶさに臥猪の形容を聞き、さらに工夫を凝して畫きしかば、全く眞に逼れるものをつくり得たり。後さきの女に問へば、果してかの翌朝猪は死し、ゐたりしよしを答へたりとぞ。

第五 規律

- (一) 時刻をまもれ
- (二) 規律をまもれ

目的

規律をまもることの大切なるを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

- (一) 時刻をまもれ。 この繪を見よ。 一群の兒童連れ、だちて

學校へ行く所なり。遙か向ふに見ゆるはその學校なり。今二三の兒童は路ばたに蝶の舞へるを見て、これをとらへんとし、一人の兒童は學校を指しながら何事かを告げをるなり。

これ等の兒童は毎朝さそひあひ連れだちて學校に行き、課業の時刻に後ることなかりしが、この朝路ばたに蝶の舞へるを見て、二三の兒童は喜びてこれをとらへんとせり。小太郎といふ一人の兒童はこれを止めて、ここにて遊びをらば、課業の時刻に後るべし。といひ、一同うち揃ひて學校にいたれり。もしここにて遊びるたりしならば、彼等は必ず遅刻せしならん。遅刻は甚だよからぬことなり。

諸子が學校にきたる途中にても、蝶の舞ひをることもあらん。とんほの飛びをることもあらん。いろいろおもしろき

ものを見ることもあらん。されど課業の時刻に後れぬことは諸子の大切な務なれば、決してこれがために遅刻すべからず。學校にても、課業の合圖をきかば、すぐに定の場所に整列すべし。いかなるおもしろき遊をなせりとも、これをやめてすぐに集るべし。學校より歸るときにも、父母の許なくして途中にて遊び、または友だちの家に立ち寄りなどして、歸るべき時刻に後るべからず。

主要なる設問 (一)なせ學校へ行く途中で遊んでゐてはなりませんか。

(二)課業の合圖をきいたときはどうせねばなりませんか。(三)學校から歸る

途中ではどんなことに氣をつけねばなりませんか。(四)使にいくときには

どんなことに氣をつけねばなりませんか。

(二)規律をまもれ。今より二百五十六年程前、酒井忠勝とい

ふ大名ありき。若狹小濱の藩主にて、幕府の重き役を勤め、將

軍を輔佐して功ありし人なり。日常極めて行狀をつつしみよく規律を守りて、隱居せし後もかはることなかりき。

朝は六時に起きて手水をつかひ、身體を清潔にし、八時に食事をなし、それより諸方へ手紙をいだしなどしたり。午後は二時に食事をなし、六時に學者を招きて書物の講義をきけり。かくて八時となれば食事をなし、十時には床につくを定とせり。

忠勝の老後に至りても行狀をつつしみ、規律を守りしは、ある人「隱居の身なれば、今少しく心安く老を養ひてはいかに。」とすすめし程なりきとぞ。

諸子よ、人は職業その他の事情によりて、忠勝の如く嚴格に時刻を守る能はざることもあるべし。されど寢食の時刻を

正しくし、何事にもきまりよくするは甚だ大切なことなり。

主要なる設問

(一) 酒井忠勝はどんな人でしたか。(二) 忠勝は毎日どんなきまりをたててゐましたか。(三) それで人からなんといはれたことがありますか。(四) 忠勝の話をきいて皆さんはどんなことに感心しましたか。

注意

- 一。兒童の起床登校就寝等につきて、略ぼその時刻を定めてこれを家庭に通告し、幼時より規律正しき生活に慣れしむるより注意すべし。
- 二。やむを得ざる事故ありて遅刻したときの心得を示しておくべし。
- 三。父母の命によりて他所に使に出でたるときにも途中にて遊び時刻に後るることなきより諭すべし。
- 四。すべて人と約束したる時刻に後るるは、人をして徒に時を費さしむるものなれば、かかることなきより諭すべし。
- 五。自己のなすべき仕事を放棄するが如きことなく、速に決行すべきことを諭すべし。
- 六。本課に因みて整頓の大切なことを教へ、左の諸項を諭すべし。

イ。學校用具を整頓しておくこと。
ロ。登校の準備は前夜になしおくこと。
ハ。帽子履物傘等を取り散らさぬこと。
ニ。戸障子をあげ放しおかぬこと。
ホ。玩具等自らとり出したるものは、自らもとの所に納め、とり散らしたるものは、すべてかたづけおくこと。

補助教材

(1) Immanuel Kant.
カントの語。 今より百餘年前、西洋にイムマヌエル、カントといふ名高き學者ありき。その日日極めて規律正しく生活せしことは、今尚ほ人の傳ふる所なり。

カントは夏冬の別なく、朝は五時に起床するを定とし、召使に命じて常にその時刻を報せしめたり。その召使管て人に語りて、余は三十年間一日も主人がわが知らせに應じて起きざるを見しことなし」といひきとぞ。

カントは起床の後二時間は書を讀み、つぎの二時間は大學に行きて講義をなし、それより午後一時まで更にまた勉強をつづけたり。かくて晝食をなし

たる後、西洋にては正午より午後二時まで來客と愉快に談話をなして午後を費ししが、少くとも一時間は晴雨にかかはらず外に出でて散歩するを例とせり。夜に入りてカントは一二時間翌日の講義の準備をなし、次に手近にある雜書類を讀みなどして、九時より十時までには寢に就きたりといふ。

カントの名高き學者となりたるは、もとより人にすぐれたる才智ありしにもせよ、またよく規律正しく學問をつとめたるにもよるなり。

第六 友だち

- (一) 友だちは助けあへ
- (二) 友だちに親切にせよ

目的

友だちは互に情誼を重んずべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

說話要領

(一) 友だちは助けあへ。ある日小太郎は學校より歸りし後、母にことわりて遊に行きけるが、途にて同級生の文吉が風呂敷包を持ちて路ばたの木の下に休めるを見たり。小太郎は直に文吉のそばに行き、なにをなせるぞ。」と尋ねたるに、文吉は「今伯父の家にこの風呂敷包を持ち行くと、ころなり。疲れたればここに休みをるなり。」と答へたり。

小太郎はこれをききて、さらば二人にてかはるがはるその風呂敷包を持ち行かん。」と親切にいふ。文吉は喜びてその意に従ひ、かはるがはるその風呂敷包を持ちゆきて伯父の家に届けたれば、伯父は喜びて二人の仲よきことを褒めたり。

諸子よ、小太郎と文吉とはまことに仲よき友だちならずや。小太郎に助けられし文吉はさぞ嬉しく思ひしならん。文吉

を助けし小太郎もまた心樂しく思ひしならん。友だちの間は常にかく仲よくして助けあふべし。すべて友だちがよきことをなさんとするときはこれを助け、悪しきことをなさんとするときはこれを戒むべし。

主要なる設問 (一) 文吉はなぜ路ばたに休んでゐたでせうか。 (二) 小太郎は文吉の包をどうしてやりましたか。 (三) 文吉は小太郎に助けてもらつてどう思ったでせうか。 (四) 小太郎は文吉を助けてや、てどう思ったでせうか。 (五) 友だちどしはどんなにするのがよいでせうか。

(二) 友だちに親切にせよ。今より百三十四十年程前、細井平洲といふ學者ありき。尾張の人にて、名古屋藩主につかへ、またその頃名高き米澤藩主上杉鷹山（はたけやま）の師ともなりたり。

初め平洲長崎に行きて支那語を學びしとき、その地の人小河天門（かわあまもん）飛鳥圭洲と親しく交りたり。後歸りて名古屋に住み

しに、天門一子を伴ひて來りしかば、平洲は歡び迎へてこれを親切に世話したり。平洲江戸に移り住むに及びて、天門と居を同じうし、また天門に勸めて故郷に残れる妻子を呼び迎へしめき。ついで圭洲もまた長崎を去りてたづね來りしに、平洲はこれをも己が家に居らしめたり。かくて三家のもの共に暮らし、互に助け合ふこと數年に及びしが、天門・圭洲は平洲の父につかふること眞の親の如くに、平洲とはきよーだいの如くに親みたりき。近隣の人これを見て、初は眞の一家と思ひ、あるとき平洲の父に向ひて、多くのよき子や孫をもちたまふ。いかにしてかくは幸福におはするぞ。』といひて、その和合を羨めりとぞ。

その後圭洲・天門相ついで没せしかば、平洲は厚くこれを葬

り、また天門の妻子を親切に世話したりき。諸子よ、平洲がかく友だちの情誼を重んじ、親切をつくしてかはらざりしは、まことに感すべきことならずや。

主要なる設聞 (一) 細井平洲はどんな人でしたか。 (二) 平洲が長崎にいたとき、どんな人と友だちになりましたか。 (三) 小河天門が名古屋にたづねて來たとき、平洲はどうしましたか。 (四) 飛鳥圭洲が江戸に來てから、三人はどうしてぐらしましたか。 (五) 近所の人が平洲のおとうさんに、なんといひましたか。 (六) 天門や圭洲が死んだとき、平洲はどうしましたか。 (七) 友だちどうしはどうせねばなりませんか。

注意

本課に因みて左の諸項を論すべし。

イ。友だちの容貌服装等につきてあざけり、またはそしらぬこと。

ロ。友だちの過失をあざけり、または告げ口せぬこと。

ハ。弱いものいぢめをせぬこと。

- 二。かげぐちをいほぬこと。
- ホ。友だちの親切と忠告とを無にせぬこと。
- ヘ。些細なることのために怒りなどして友情を傷けぬこと。

第七 禮儀

- (一) 不作法なことをするな
- (二) 禮儀をまもれ

目的

禮儀をまもるべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 不作法なことをするな。ある日小太郎は文吉の家に遊に行きたり。文吉の母は共に楽しく遊ぶより、幾冊かの繪本をとり出して文吉にわたしたり。小太郎と文吉とはこれを見ながら、わからぬことはたづねあひなどしゐたり。やがて

母文吉を呼びしに、文吉はすぐに返事をなし、かの繪本を跨ぎ越えていそぎ行きたり。母は文吉に用事を命じたる後、汝は今繪本を跨ぎたり。繪本や器物を跨ぎ越ゆるは不作法なり。すべて何事をするにも不作法なるは人より賤まれ、また人の心持をあしくするものなれば、愼まざるべからず。と戒めたり。

主要なる設問 (一) 文吉と小太郎は何をして遊んでゐましたか。 (二) 文吉がおかあさんに呼ばれて行くときどんなことをしましたか。 (三) おかあさんは文吉になんといつてきかせましたか。 (四) どんなことをすると不作法になりますか。

(二) 禮儀をまもれ。上杉鷹山は賢明の譽高き人なりき。早くより細井平洲を師として學び、政治の事などまで常に相談したり。

ある年平洲、鷹山の招に應じて米澤に行きしとき、鷹山はみ

づから城を距る一里あまりの所まで出迎へ、やがて平洲の來るを見て大に喜び、「先生御安泰。」と聲をかけて、丁寧に敬禮せり。さて休憩せんとて、あたりの寺に入りけるが、三町ばかりの急なる坂を登り行くに、鷹山は一步も平洲よりさきに出づることなく、かつ平洲のつまづくこともあらんかと氣遣ひ、手を引くばかりに近く並びて進みたり。かくて本堂に到りしとき、鷹山は先づ階を上りて、丁寧に平洲をまうけの座に導き、懇にもてなしきとぞ。

鷹山は高き身分の人なるに、師弟の禮を守りしことかくの如し。されば平洲もその禮儀の厚きに感泣したるよし、手紙にしるして人に示せりといふ。およそ禮儀を守るは何人に對しても肝要なることなり。殊に目上の人には言語舉動を

つつしみて、敬意を失はざるよ一つとむべし。

主要なる設問 (一) 平洲が米澤に行った時、上杉鷹山はどうしましたか。 (二)

鷹山が平洲にあったときにはどんなよすでしたか。 (三) 寺の坂道をのぼるとき、鷹山はどんなにして平洲を案内しましたか。 (四) 本堂に着いてから、鷹山はどうしましたか。 (五) 禮儀を守るといふのはどうすることですか。

注意

一、本課に因みて起床就寢及び食事のときの挨拶、並に來客等に對する敬禮の仕方を教へ、且これを實習せしむべし。但しその作法は土地の情況等によりて適切なるものを選ぶべし。

二、本課に因みて左の諸項を知らしむべし。

イ。妄に人の前を通らぬこと。

ロ。葬式その他の行列を横切らぬこと。

ハ。物品を人に手わたしするときには、その人の手に持ちたるをよく認めたる上にてわが手を離すこと。

ニ、目上の人より物を受取るときには敬禮をなすべきこと。

ホ、人に挨拶するときには言葉丁寧にして静に述ぶること。

ヘ、戸障子などのあけたてを静にすること。

三、本課に因みて容儀を正しくすべきことを諭し、また左の諸項を諭すべし。

イ、膝頭を衣服の外にあらはさぬこと。

ロ、足を横に投げ出さぬこと。

ハ、懷手をなし、またはかくしに手を入れをらぬこと。

ニ、襟の開けて胸のあらはれたるとき、またはぼたんのはづれたるとき、そのままになしおかぬこと。

ホ、羽織前掛の紐または帯などのつけたるを、そのままになしおかぬこと。

ヘ、髪のをを亂し、またはこれを口にくはへなどせぬこと。

第八 寛恕

(一) 一人の過をゆるせ

(二) 寛大なれ

目的

寛恕の大切なるを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 一人の過をゆるせ。 小太郎は文吉の家にて共に繪本を見て遊びし後、文吉に向ひて、「いつもの如く向ふの野原に出でて毬投をせずや。」とすすむ。文吉は、「今母よりいひつけられたる用事あれば、それをすまして、すぐに行くべし。この毬を持ち、さきに行きて待ちたまへ。」とて、己が毬を渡したり。

小太郎は野原に行きて、文吉を待つ間、ひとり毬を投げて遊びるしが、過ちてその毬を川の中に落したり。驚きて川ばたにかけ行きたれども、ながれ急なれば、はやその行方をしらず、いかげんと思案せるところに、文吉はいできたれり。小太

郎は事のわけをよく話してその過を謝せしかば、文吉は「そは甚だこまりたることなれども、過なればせん方なし。」とて、他のおもしろき遊をなしたりき。

諸子よ、過は不注意より起ること多ければ、氣をつけてこれを避くべし。されど過は誰にもありがちなことなれば、人の過は深くこれを咎むることなかれ。諸子のきよいだいや友だちなどの、過ちて諸子の物を汚し、またはこはしなどすることありとも、諸子はこれがために怒るべからず。

主要なる設問 (一)小太郎は文吉の毬を失てどうしましたか。(二)そのとき文吉は小太郎になんといひましたか。(三)人が過をしたときには皆さんはどうしますか。

(二)寛大なれ。今より二百年程前、貝原益軒といふ名高き學者ありき。多くの書物をかきて修身の教をひろめ、今日に至るまで人に敬はるる人なり。益軒は筑前の福岡に生れ、幼き時より學問を好み、七歳より書物を讀みはじめ、九歳の頃には書物を人に借りて熱心にこれを讀みたり。二十八歳のときより京都に出で、名高き學者たちにつきて勉強せしかば、學業ますます進みたり。

益軒人となり溫和にして人の過を咎めず。あるとき外出せしに、一人の塾生隣家の若者と庭にてすまふをとり、過ちて益軒の大切にせる牡丹の花を折りたり。塾生は益軒の怒らんことを恐れ、その歸を待ち、隣家の主人をたのみてわびたり。益軒笑ひて、わが牡丹を植ゑたるは樂まんがためなり。いかでこれがために怒らんや。」といひて、そのままゆるしたりき。

諸子よ、益軒は實に寛大なる人なり。寛大なれば忌むべき

争もおこらず、人と仲よく交ることを得て身の幸となるべし。
されば諸子も常に寛大なることをつとめざるべからず。

主要なる設問 (一) 貝原益軒はどんな人でしたか。(二) 益軒は小さいときにどんなに勉強しましたか。(三) 益軒の留守に弟子がどんなことをしましたか。(四) 牡丹の花を折ったとき、弟子はどう思ひましたか。(五) 弟子が隣の主人をたのんでわびをしたとき、益軒はなんといいましたか。

注意

一。本課に因みて左の諸項を論すべし。

イ。己れの過は速にわぶること。

ロ。一時の怒に乗じて人に非道なる仕向をなさぬこと。

ハ。些細のことに怒らぬこと。

二。兒童のけんかは過を咎むるより起ること少からざれば、本課に因みてこれを戒めおくべし。

第九 健康

(一) からだを大切にせよ

(二) 健康

目的

身體の健康を保つべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) からだを大切にせよ。一人の兒童は生水を飲みて腹痛を起せり。あまりの苦しさに顔をしかめ、腹をおさへながら、泣いて母をよべり。母はかけ來り、そのさまを見て大に驚き、いろいろと介抱せり。かくてこの兒童は次の日まで病癒えずして學校に行くこともかなはず、樂しき遊もできず、父母を始め家内の人人に少からざる心配をかけたり。

諸子は腹痛を起ししことなきか。腹痛はまことに苦しみものなり。すべて人は病氣にかからぬよー心がけざるべからず。病氣にかからぬよーにするには、つねに身體を大切に、妄に生水を飲むべからず。熟せざる果物、腐りたる物なども決して食ふべからず。また何物にても食ひ過ぐるはよろしからず。顔・頭・手・足などは常に清潔にすべし。身體に垢をつけおくときは病氣を起すこと多し。かかる心得をよく守りて、つねに元氣よく運動するときは、病氣にかかること少く、身體も丈夫になるべし。

主要なる設問 (一)この兒はどうして腹を痛めましたか。(二)病氣にかかると、どんなにつらいことがありますか。(三)病氣にかからぬよーにするには、どうしたらよいでせうか。(四)どうしたら、からだがいよーぶになりますか。

(二)健康。この繪は貝原益軒の肖像なり。益軒は老年に至るまで身體健康にして八十五歳までも長生せり。されど幼き時には身體甚だ虚弱なりしかば、自ら養生の道に心がけ、種種の書物を讀むをりに、養生のことを記せる所あれば、書きぬきおき、常によくこれを守りて養生をなししゆゑ、次第に健康となりたりといふ。

身體の健康を保つはまことに大切なり。身體健康ならざれば、己が不仕合はいふに及ばず、父母にも心配をかけ、世間のためにつくすことも出来ざるべし。諸子よ、病氣にかかりし時と身體の健康なる時とを思ひくらべよ。健康なる時の幸福は病氣にかかりし時に始めて知らるべきなり。身體の健康なると健康ならざるとは生れつきによることもあれども、

平生の心がけによることの多きは益軒の話によりても知らるべし。諸子もまた常に心を用ひて身體の健康を保つよにすべし。

格言 ジョーブナ心ハジョーブナカラダニヤドル。

主要なる設問 (一)益軒の小さいときには、からだがどんなでありましたか。(二)益軒がじぶになったのはどうしたためですか。(三)健康はなぜ大切ですか。(四)健康であるにはどんな心得が大切ですか。

注意

- 一。本課を教授する際には時期に應じ、また土地の情況に應じて、飲食物等につきて兒童の心得おくべき衛生上の注意を授くべし。
- 二。本課を教授する際、姿勢を正しくするは身體及び精神の健康を保つ上にも大切なことを説ききかせ、且姿勢に關して左の諸項を諭すべし。
 - イ。頭を垂れ背をかがめをらぬこと。
 - ロ。机によりかかりて頬杖をつき、肘を張りなどせぬこと。

三。本課に因みて左の諸項を諭すべし。

- イ。兒童は夜早く寝ねて十分に眠るべきこと。
- ロ。毎朝顔を洗ひ、また口を嗽ぐべきこと。
- ハ。頭髮を不潔になしおかぬこと。
- ニ。齒を清潔になすべきこと。
- ホ。鼻汁をたらしをらぬこと。
- ヘ。入浴の際にはよく身體を洗ふべきこと。
- 四。唾若くは痰はみだりに吐き散らすまじく、殊に學校停車場その他多くの人の集る場所にては、備付の唾壺以外に吐くべからざることを諭すべし。
- 五。本課を教授し終りし後、貝原益軒の話をまとめて復習せしむべし。

備考

- 一。身體の健康を保つには左の心得を要す。
 - (一)飲食を慎むべし。食事の時刻はなるべくこれを一定し、またその分量も略ぼこれを一定すべし。空腹にまかせて過食するは宜しからず。また食物は十分に噛みこなしてこれを食ひ、間食を慎み、不熟の果物を始め

腐敗に傾ける飲食物を用ひぬよゝにすべし。またはげしく運動したる後、直に飲食し、或は飲食したる後、直にはげしく運動するはわるし。

(二) 屋外は空氣新鮮にして光線十分なれば、外にいでて運動するは健康に效あり。よき食物を食ふとも、運動せざればその效少し。室内にも新しき空氣を入ることを怠るべからず。

(三) 運動せし後には、靜に休息すべし。また夜は長起をせず、朝は早く起くべし。

(四) 身體衣服室内等は常に清潔になしおくべし。毎朝顔を洗ふとき、よく目口等を洗ひ、また頭髮を清潔にすべし。衣服にもなるべく垢をつけぬよゝにすべし。

二。肺結核豫防ニ關スル件明治三十七年二月四日 務省令第一號 (抄録)

第一條 學校病院、製造所、船舶發著待合所、劇場、寄席、旅店、其ノ他地方長官ノ指示スル場所ニハ適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ(二項の外に本條に尙ほ)

第二條 前條ノ場所ニ於テハ何人ト雖モ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

第十 勇氣

(一) 元氣よくあれ

(二) 勇氣

目的

勇氣の大切なることを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 元氣よくあれ。これは幼き兒童が秋の晴れたる日、野にいでて遊びをる所なり。見よ、いかに元氣よく遊べるよ。またいかに睦ましく遊べるよ。これ等の兒童は一人の年上なる兒童につれられ、朝早くより野にいでて、或は草花をつみ、或は駆けくらべをなし、遂には向ふの小山の上までのほりたり。天氣のよき日にかく野にいでて遊ぶはまことに樂しきもの

なり。

諸子にかかる遊をなしたることあるか。學校にありてはよく勉強し、休の日には公園や野原にいでて元氣よく遊ぶべし。元氣よく遊べば、心もさわやかに、身體も丈夫になるなり。兒童はつねに元氣よくあるべし。公園や野原にいでて遊ぶときのみならず、學校にありても、家にありても、元氣よくあるべし。ものをいふときは、はっきりといふべく、たちゐるまひは快活にすべし。些細のことに泣き、または少しの寒暑を恐るるなどのことあるべからず。

主要なる設問 (一)この子供たちは、こゝでなにをしてをりますか。(二)元氣よく遊んだあとは、どんな心持がしますか。(三)休の日にはどうするのがよいのですか。(四)ものをいふには、どんなふうにいふのがよいのですか。

(二)勇氣。 木村重成は幼きときより豊臣秀頼に仕へし人にて長門守と稱せり。大坂の役起り、徳川家康大軍を率ゐて大坂城を攻むるや、重成ときに二十歳許なりしが、奮って城外に出で、多くの敵と戦ひ、これを追ひなびけて目ざましき働をなせり。

後、間もなく秀頼、家康と和して互に誓書を取りかはすこととなりしが、重成選ばれてその使者となり、家康の陣營に赴く。身には平服を着けたるままにて、家康はじめ將士の列坐せる前に進み、その舉動少しも臆するところなし。やがて誓書を受取らんとして見るに、血判はなはだ幽なり。更に面前にて血をそそがんことを請ふ。家康、年老いて血色鮮ならず。といふ。重成きかず。家康やむを得ず、あらためて血判をなした

り。かくて重成の歸りし後、家康はじめ多くの將士いづれも重成があつた振舞に感じあひたりといふ。

諸子よ、重成の話をききていかに感ずるぞ。かく勇氣に富める重成も一時臆病者と嘲られしことありき。重成かつて城中にて掃除坊主に戯れしに、坊主大に怒り、扇子にて重成の烏帽子をうちたり。人人事こそ起れと、手に汗を握りて見をりしに、重成は少しも騒がず、その無禮を見のがし、相手にもせずして奥に入りしかば、人意外の思をなして、重成を臆病者の如くに誹りたり。然るに大坂の役起るに及び、戰場に立ちて武勇をあらはししかば、人皆重成の眞の勇者なるに服しきとぞ。

諸子よ、重成は眞の勇氣に富めるものなり。眞の勇氣とは

事に臨んで目ざましき働をなすのみならず、正理を守りて屈せず、また忍ぶべきことを忍ぶをいふなり。諸子もよく注意して眞の勇氣を養ふことに心がくべし。

主要なる設問 (一)大坂の役が起つたとき、木村重成はどんな働をしましたか。(二)重成が家康の陣屋に使にいたったときのよしすはどんなでしたか。(三)重成は家康の血判がはきりとしてゐないのでどうしましたか。(四)重成はどんなことで臆病者といはれましたか。(五)重成の話のうちでどんなところが勇氣になりましたか。(六)どんなことがほんとーの勇氣でせうか。

注意

本課を教授する際、児童が日常見聞する所の實例に就き、十分なる説明を與へて勇氣の意義を明にし、また勇氣と粗暴とを混ぜざるよー論すべし。

第十一 志を堅くせよ

目的

忍耐の大切なることを知らしめて志を堅くすべきことを諭すを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) しんぼーづよくあれ。ある日母は糸の束を糸巻にうつさんとて、娘を呼びて手に掛けしめたり。娘は何心なく片手をぬきたるに、糸はもつれたれば、氣をもみてこれを解かんとせしに、糸はいよいよからみてむすほるのみなり。娘は母にむかひて、「かくもつれたる糸は容易に解き得べきにあらず。もつれたる所を切りすてては、いかに。」といへり。母は「否、否、そ

は汝が力を盡すこと足らざるためなり。よく辛抱して心靜に解きゆかんには決して解けざることなし。」と教へたり。娘は母の教に従ひて、遂にもつれを解くことを得たり。

もつれたる糸も辛抱強く解けば解き得らるるなり。難き仕事も中途にて止むることなく、倦まず撓まず辛抱してなさばなし、遂け得らるべし。されば諸子は幼き時より辛抱強き習慣をつくらざるべからず。

主要なる設問 (一) 娘は糸がもつれたときどうしようといひましたか。

(二) おかあさんはなんといいて教へましたか。(三) 物事をするにはどんな心がけが大切ですか。(四) しかけた仕事を中途でやめるよいな人はどういふ人ですか。

(二) 志を堅くせよ。凡そ事をなさんとするには多少の困難に遭遇せざることなし。よくこの困難に堪へて初の志を挫

かざるは、まことに感すべきことなり。

(1) Edward Jenner.

イギリスにエドワード・ジェンナーといふ醫者ありき。今より百六十年程前に生れしが、少年の頃外科醫者の弟子となりたり。あるときこの醫者の家に一人の牛乳搾の女きたりて診察を請へり。醫者「これは疱瘡なり。」といひしに、女答へて「われ嘗て牛痘にかかりたることあれば、疱瘡にかかるはずなし。」といふ。この頃牛痘にかかりしものは疱瘡にかかることなしとの説牛乳搾の女の中に流傳しゐたりしゆゑ、この女はかく答へしなり。ジェンナー側にありてこれを聞き、牛痘を種ゑて疱瘡を豫防する術を研究せんと志し、ある日このことを友人に語りしに、友人は皆嘲り笑ひ、ジェンナーに向ひて「かくの如きことを説かば交を絶つべし。」とまでいひたり。

されどジェンナーはその志を改めず、暫くしてロンドンにいたりて、ある醫者の弟子となれり。あるときジェンナーその師に向ひ、己が志を語りてその意見を尋ねしに、師は「ただ思ふのみにては益なし。これを實地に試みよ。まだよく忍耐して精細に研究せよ。」と教へてこれを勵ましたり。ジェンナーは師の奨励を受けて、益その志を堅くし、再び郷里に歸りて、これを研究すること二十年の長きに及べり。その間種種の經驗を積み、遂に牛痘を種ゑて疱瘡を防ぎ得ることを確信して疑はざるに至りければ、先づ己が子に種ゑ試み、その後書を著して、牛痘を種ゑたる人は疱瘡に感染することなしとの説をのべて、その實驗の結果を報告せり。これ研究を始めしより二十三年の後なりき。

ジェンナーはかく苦心して種痘の法を發明したれども、世人に信ぜられず。さらにロンドンに赴きて同業の人たちに告げたれども、また一人も信ずるものなかりしかば、三箇月の間空しくここに滞在せし後故郷に歸れり。當時世人はジェンナーの説を信ぜざりしのみならず、却てジェンナーを以て妖術を使ひて人を迷はすものなり。」と罵るものあり、或は「牛痘を種ゑられたる小兒はその顔次第に牛に似るべく、その聲も牛の吼ゆるが如くなるべし。」といひ、或は「その瘡は牛角を生ずる前兆なり。」といひ、或は「人類を牛に變ぜしむるものなり。」など評するものあるに至れり。

ジェンナーはかく世の非難を受けたれども、その志を守ることに益堅く、なほ研究の功を積みしかば、次第にその説を信ずるもの生じ來り、遂には身分高き人の中にもその子に牛痘を種ゑしむるものありて、ジェンナーの説漸く尊重せらるることとなれり。

今日にては世界の文明國中いたる所として種痘の行はれざるはなし。昔は疱瘡にかかりて死するもの多く、また痘痕のために容貌を損じたるものも少からざりしが、この法一たび發明せられてより、殆どその痕を絶つにいたれり。ジェンナーの世に與へし功績實に莫大なりといふべし。

人は先づその志を立つること大切なり。既に一たび志を立てたる上は、よく忍耐して着實に進み、遂にこれをなしとぐるよー心が、けざるべからず。

主要なる設問 (一)ジェンナーは牛乳搾の女の話聞いて、どんなことを思

ひつきましたか。(二)ジェンナーの友だちはどういって笑ひましたか。(三)それでジェンナーはどうしましたか。(四)ジェンナーの先生はどういってジェンナーを勵ましましたか。(五)ジェンナーがうゑばーそーを發明するまでには、どんなに骨折りましたか。(六)皆さんはジェンナーの話を聞いてどう思ひますか。(七)事をなしとげようとするには、どんな心がけが大切ですか。

注意

一。本課に因みて左の諸項を論すべし。

イ。物事にあかぬこと。

ロ。難儀のため妄に仕事をやめぬこと。

二。本課を教授する際、志を堅くすることを執拗剛愎等と誤解せざるよう論すべし。

三。ジェンナーの話に因みて種痘を怠らざるよう論すべし。

補助教材

山本久左衛門の話。

今より八九十年程前、播磨の大鹽村に山本久左衛門と

いふ人ありき。村役人を勤めてよく村民を愛撫せり。この村には鹽を造ることを業とするもの多かりしが、その頃鹽の價非常に下落せしため、村民生計を維持すること能はずして他郷に移住するもの少からず。久左衛門大に憂へてこれを救済せんと思ひ、いろいろ盡力せしかど、もとこの村は鹽田狭くして十分その目的を遂ぐる能はず。ここに於て久左衛門新に海を埋めて鹽田を開かんことを思ひ立ちたり。

されどその場所には激波屢來りて開發の事業を妨害すること多し。久左衛門は意を決してその境域に堤防を築きて波濤の害を防ぎ、その内を埋めて鹽田を開きたり。然るに間もなく暴風起りて堤防を破壊し損害を與へしこと少からず。久左衛門力を盡してこれが回復をはかりやうやうその半を復せし頃、また激波のために破壊せられたり。これがために資金盡きて如何ともすること能はざるに至れり。

もとこの事業は甚だ困難にして世に失敗するもの少からざりしかば、親戚のもの久左衛門を諫めてこれをやめしめんとせり。されど久左衛門はこれを容れず、唯資金をつくることにのみ心を苦めしが、遂に策つきて妻に謀れり。

妻は夫を勵まして、富は一生のことなれども、功は萬世に遺し得べし。願はくは熟慮せらるべし。といへり。久左衛門大にその言に感じ、家屋を賣却し、尙ほ藩主に請うて資金を借り入れ、いよいよ志を堅くし、種種の難儀に屈せずして遂に二十三町餘歩の鹽田を開き得たり。久左衛門がこの事業に着手せしより實に十二年を経たり。

久左衛門はこの後益その業を盛んにせんと思ひ、死するまでも鹽田の開発を圖りて怠らざりき。これによりて村民各その業を得、一旦他に移りたるものも歸り來りて、一村その德に潤ふに至れり。

備考

種痘規則 明治十八年十一月九日(抄録)

第一條 種痘ハ小兒出生後滿一年以内ニ之ヲ行フヘシ若シ不善感ナルト

キハ更ニ一週年内ニ再三種ヲ行フヘシ

第二條 種痘ハ善感後ト雖モ五年乃至七年ニ再種ヲ行ヒ再種後五年乃至七年ニ三種ヲ行フヘシ

第三條 天然痘流行ノ兆アルトキハ第一條第二條ノ期限ニ拘ハラス掛官

吏ノ指定シタル期日内ニ種痘ヲ行フヘシ

第十二 勤勉

(一) 勉強せよ

(二) 勤勉

目的

勤勉の大切なることを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 勉強せよ。 見よ、雨強くして風も烈し。一郎は今學校に行く途中なり。左の手に學校用具と辨當とを持ち、右の手に雨傘をさせり。學校は遙か向ふの森の蔭にあり、一郎の家より遠く隔りて路も難儀なれど、一郎はこれを厭はずして元氣よく行くなり。

一郎はよく勉強する兒童なり。この兒は一度も遅刻したることなく、また休みたることなし。諸子もまた一郎のごとく、雨の日も雪の朝も勇んで學校に來るべし。故なくして學校を休むは甚だあしきことなり。一度にても學校を休めば、友だちの學びたる所をも學ばざることとなりて課業におくれ、そのため出席を厭ひ、遂に怠惰者となるに至るべし。されば諸子は幼き時よりよく勉強して、よき人とならんと心がくべし。

主要なる設問

- (一) 一郎はどんな子供ですか。(二) 一郎はどんなに勉強しましたか。(三) 學校を休むのはなぜか。(四) どういふものがなまけものでせうか。

(二) 勤勉

今より八九十年程前、近江に高田善右衛門といふ

人ありき。父は醬油の製造を業とせしゆゑ、善右衛門も父の許にありてその業を勵みたり。善右衛門十七歳の時つくづく思ふよし、われ末子に生れたれば、家を繼ぐべきものにあらず。父兄の手を離れて自活の道を立て、一家を興さんには如かず。と。折を見てその志を父に明し、五兩の金を借りうけて大に喜び、この金にて燈心と笠とを仕入れ、自らその荷をかづいて紀伊の方へ出立せり。

紀伊には深山多く、道路も極めて險しく、かさばりたる荷物を擔うて登ることむつかしきゆゑ、旅商人の困難一方ならざりき。善右衛門の荷物は燈心と笠となれば、かさばりて行先見えず、かつぎ登るに難し。よりて前の片荷をおろして藪の中に残しおき、その代に重き石をくくりつけて山坂を登りた

り。かくてかつぎ上げたる荷物を木の間に隠し置き、再び戻りきたりて、さきに残し置きたる分を取り出し、度度かくしてやうやく山を越えたりとぞ。

善右衛門はかかる山坂のみか、荒野をも通りて難儀を凌ぎ、風雨にも休むことなく、多年一日の如く働きしかば、僅か五兩の資本にて多くの利益を得たり。これにて更に呉服などを買ひ入れ、この度は東海道・木曾街道に持ち行きて商ひ、常に儉約をまもりて勉強せしかば、次第に立派なる商人となりたり。その後領主の出入り商人となることを許されしが、少しも狡猾なる所行をなさず、忠實一方にてその業を勵みしかば、人よりほめられたり。

善右衛門は常にその子に語りて、われ人にすぐれたるところ

ろなければ、よく一家を興すに至りしは、勞を積みて儉約を守り、正直を旨として不當の利を願はざりしによりてなり。」といひたりとぞ。

諸子はこの話をききていかに思ふぞ。人として何の業務にも従事せざるは大なる恥なり。業務に従事すとも、勤勉せざるは決してよき日本人にあらず。諸子は常に勤勉の習慣を養ひて業務に従事すべし。業務に勤勉するときはよく事を成すことを得べく、身體も健康にして愉快なることを得べけれども、もし勤勉せざるときは何事をも成すこと能はず、身體もまた虚弱となりて、常に不愉快を感ずべし。勤勉はよきことにして、業務は大切なものなれば、決して勤勉を厭ひ、業務を輕んずべからず。

格言 カセグニ追ヒツク貧乏ナシ。

主要なる設問 (一) 高田善右衛門は十七歳の時にどんなことを思ひ立ちましたか。(二) 善右衛門はおとうさんから借りた金でどうしましたか。(三) 紀伊の山坂を越える時に善右衛門はどんな難儀をしましたか。(四) 善右衛門はなせ人から褒められましたか。(五) 善右衛門は平生どんなことをその子にいつてきかせましたか。(六) 人が業務に勤勉せぬとどうなりますか。

注意

- 一。學校出席の大切なことを知らしめ、病氣その他やむを得ざる事故あるときの外は缺席せしめざるよう注意すべし。
- 二。一度缺席すればその後また出席を厭ひ、遂に怠惰の習慣を生じ易きものなれば特によく注意しおくべし。
- 三。やむを得ざる事故ありて登校の時刻に後るとも、それがために缺席すべからざることを諭すべし。
- 四。勤勉に關して左の諸項を諭すべし。

- イ。人は相當の年齢に達すれば、自活の道を求むべきものなること。
- ロ。仕事をなすには着實なるべきこと。
- ハ。仕事をなすには辛抱強くあるべきこと。
- ニ。狡猾なることをなすべからざること。
- ホ。勤勞を賤むべからざること。
- ヘ。骨惜すべからざること。

補助教材

藤原在衡の話。藤原在衡^{ふじはら せいこう}は今より九百餘年前の人にして、朝廷に仕へ、累進して左大臣にいたれり。在衡よく職務に勉勵し、参内の途すがらも車の中にて天皇より問はせらるべしと思はるる書物を讀みゆきしかば、常に明に答へ奉ることを得て、しばしば御感に預りきとぞ。在衡はまた在職中一日も朝参を怠ることなかりき。ある風雨烈しき日、衛士等、今日はたとひ在衡なりとも参り得まじ。と語りあひしが、その語の未だ終らざるに、蓑笠をつけ、深沓をはきて、そば濡れて参内するものあり。これを見るに在衡なりければ、人人皆驚きてその勤勉なるに感じきといふ。

第十三 正直

- (一) 心の咎めることをするな
- (二) 正直

目的

正直の大切なることを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 心の咎めることをするな。ある村に一人の女の兒あり。氏神の祭禮の日友だちに誘はれてその社にゆかんとし、母の許を請へり。母はこれを許して、社にゆくはよけれども、買ひ食ひなどすべからず。と戒めたり。社の内にはいろいろの店列りて賑やかなりしに、友だちはなにか買ひて食はんとて、この兒にもすすめたり。この兒は母より戒められたり。とて否

むに、友だちは「われだに告ぐることなくば、汝の母は決して知ることなかるべし。」とて、強ひてすすめしかば、つひにこれに従へり。

かくてこの兒は決して母に告げざるより友だちにたのみて別れ歸りしが、なにとなく心安からざりき。母は社の賑はひのさまをたづねなどせしが、この兒は己が心の咎めて、いつもの如く親しく話すことも出来ざりき。母はその様子を怪みて、「汝は如何にせしぞ。」と問へり。この兒は何事もいはで泣き出でしが、やがて母の戒にそむきて買ひ食ひをなしたることを正直につけてわびたり。母は「汝が竊にあしきことをなしてつつみをるとも、汝の心は自ら咎めて自ら苦むべきなり。されば人の見ざればとて心の咎むることをなすべからず。」と

いひきかせたる後、更にそのありよゝに告げたるを褒めたり。

主要なる設問

- (一)この児が祭を見に行くとき、おかあさんになんといひつけられましたか。(二)この児は友だちに買ひ食ひをすすめられてどう思ひたでせうか。(三)この児はなぜ買ひ食ひをしたのでせうか。(四)買ひ食ひをしたあとで、この児はどんな心持がしたでせうか。(五)おかあさんからお祭のよゝすをたづねられたとき、この児はどうしましたか。(六)おかあさんはこの児になんといひてきかせましたか。

(二)正直。ある農夫その子を商人になさんとて、ある町の呉服店に預け、丁稚となして商業を見習はせおきたり。ある日この店に一人の婦人きたりて、多くの反物の中より氣に入りたるものをえり出し、これを買はんとせり。この兒ふとその反物にきずあるを見つけて、これを婦人に告げ、他の反物にてはいかがとすすめしに、婦人は好ましきものなしとて買ふことをやめてたち去りたり。

店の主人はこれを見て、賣り物のきずを客に示すは不都合なり。といひてこの兒を咎め、直に手紙をその父に送りて速にこの兒を迎に來るべきよゝいひやりたり。父は手紙を見て大に驚き、わが子はいかなる過をなしたるかと心配しながらこの店にきたりて、その故を問ひしに、主人はわけを話して、この兒は到底商人となるべき見込なし。といへり。

父はこれをききて、主人のいはゆる不都合とはかかることならんには、わが子は益愛すべきものなりと思ひて直に連れ歸り、更に他の商店に預けしが、この兒はこれより後も常に正直なりしかば、遂に大なる商人となりたり。これに反してかの呉服店は次第に信用を失ひ、その家衰へたりき。

人は正直ならざるべからず。正直は時ありて己れに不利なるよーに見ゆることあれども、これ一時のことにして、決して永久の不利にはあらず。もし正直の心がけ足らずば、何事をなしても人の信用を得ること難かるべし。諸子も常に正直の心を持して、一時の利害に動かさるることなきよー心がくべし。

格言 正直ハ一生ノ寶。

主要なる設問 (一)お客が反物を買はうとしたときにこの丁稚はどんなことを見つけましたか。(二)それでこの丁稚はどうしましたか。(三)皆さんはこの兒のしたことをどう思ひますか。(四)おとうさんはなんと思つてこの兒をつれてかへりましたか。(五)この兒はしまひにどんなになりましたか。(六)正直でないと、どんなわるいことがありますか。

注意

本課に因みて左の諸項を論すべし。

イ。行にかけひなたなきこと。

ロ。人の見てをらぬところなりとて惡しきことをなさぬこと。

ハ。人に隠して物を食はぬこと。

ニ。過を人に嫁せぬこと。

ホ。虚言をいはぬこと。

ヘ。あしき勸に従はぬこと。

補助教材

森蘭丸の話。昔織田信長の小姓に森蘭丸といふものありき。人となり才智すぐれたる上まめやかに仕へしかば信長いたくこれを愛せり。ある日信長厠に行きしに蘭丸は信長の刀を持ちて随ひ行きしが、傍にて待てる間にその鞘のきざみの數をいひあてたるものにはこの刀を與ふべし。といへり。小姓たちいづれもその數をおしはかりて口口にいへど、蘭丸のみは黙していはず。信長何故にいはぬぞ。とたづねしに、蘭丸はさきに算へて覺えをれば申し上げ

す。』と答へたり。信長その正直なるに感じて刀を蘭丸に與へたりとぞ。

第十四 自分の物と人の物

(一) 自分の物と人の物

(二) 同

目的

自分の物と人の物との別を知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 自分の物と人の物。 ある日正雄は母につれられて妹と共に野遊にゆき、その歸りみちにて二十錢の銀貨を拾ひたり。正雄は大に喜びて、これにて風を買はん。』といへり。母は『否否、この錢は汝の物ならねば勝手につかふべからず。試に思へ、

もし汝が父の賜ひし繪本をおとし、汝の友それを拾ひて返さざらんには、汝はいかに思ふべきぞ。この銀貨もこれをおとしたる人に返さざるべからず。』と教へたり。かくて歩み行きしに、向ふより一人の子供が何をかさがしながらきたるにあり。正雄は進みよりて、『何をたづぬるぞ。』と問ふに、その子供は『今この邊にて銀貨をおとしたればさがすなり。』と答ふ。正雄は直にかの銀貨を取りだして、『あなたのさがしなるはこれなるべし。今かの所にて拾ひたり。』とてわたししかば、子供は大に喜び、厚く禮をのべて受け取りたり。

諸子はすべて自分の物と人の物との別をわきまへ、決して人の物を取るべからず、またことわりなしにこれを使用すべからず。人の物なりとて粗末にすべからず。拾ひし物はす

ぐその持主にかへすべし。もし持主の明ならざる時は、父母または教師にさしいだすべし。

主要なる設問

(一) 正雄は銀貨を拾ってなんといひましたか。(二) そのときおかあさんはなんといひて教へましたか。(三) 人の物はどうしてはなりませんか。(四) 物を拾ったときはどうしたらよいでせうか。

(二) 自分の物と人の物。

昔近江の河原市といふ所に一人の馬子ありき。ある日加賀より京都へ上る飛脚をのせてある驛にいたりしが、歸りて後、馬を洗はんとて鞍を解きしに、鞍の下より財布一つ出でたり。取りあけて見れば、金子二百兩の入れるに驚き、さきの飛脚の忘れたるならんとて、そのままかの驛に走り行きたり。かくて飛脚の泊れる宿屋にいたりて對面し、くはしく尋ね問ひしに、少しも違ふ所なかりしかば、財布

布を取り出して返せり。飛脚は死したるもののよみがへりたる心地して、喜のあまり行李より別に金子拾五兩をいだして馬子にあたへ、もしこの二百兩なくば、わが一命はなきのみならず、親きよーだいまでに難儀をかくるに至らん。御身の高恩はいひつくすべくもあらざれど、まづは當座の御禮までに贈るなり。とて、涙を流して喜べり。馬子これを辭して、御身の金を御身の取り納むるに何の禮にか及ぶべき。と、手にだに觸れず。飛脚はいろいろ勧めたれども、馬子は受けずして歸らんとするゆゑ、已むを得ず拾兩となし、五兩となし、三兩となし、だんだんへらして二歩となし、せめてこればかりは喜のしるしまでに受けとらるべし。さなくては心すまずしていねがたし。と、言葉をつくしてすすめたり。ここに於て馬子謝禮を

うくるはわが心にあらざれど、さばかりいはれんには二百文申しうけん。これは今夜休むべきところをこれまで追ひかけ来れる賃錢なり。」といひて、その錢にて宿の人たちと楽しく飲食して歸れりとぞ。

主要なる設問 (一)馬子が家に歸つて馬を洗はうとしたとき、どんなことがありましたか。(二)馬子は財布を見つけたのでどうしましたか。(三)馬子が飛脚に財布を返したとき、飛脚はなんといひて喜びましたか。(四)馬子はお禮の金をなんといひてことわりしましたか。(五)飛脚はどんなにしてすすめましたか。(六)それで馬子はどうしましたか。(七)皆さんはこの話をきいてどんなことに感心しましたか。

注意

一。本課に因みて左の諸項を論すべし。

イ。人の物を妄に請求すべからざること。

ロ。物を貰ひたらば、必ず父母または教師に告ぐべきこと。

ハ。自分の物を人に與へんとするときは、父母または教師の許を受くべきこと。

ニ。妄に物を借り貸すべからざること。

ホ。妄に物を交換すべからざること。

ヘ。借りたる物は速に返すべきこと。

ト。物品の貸借につきて約束を重んずべきこと。

チ。預り物を勝手につかふべからざること。

リ。預り物を貸し、または借り物をまたがしすべからざること。

ヌ。忘れ物をせぬよゝ注意すべきこと。

二。學校内にて物を拾ひしとき及び物をおとししときの心得を示し、また物をおとしぬよゝ注意すべきことを論すべし。

補助教材

石田梅巖の話。昔石田梅巖はなざねといふ學者ありき。今より二百二十年程前に丹波に生れたり。十歳ばかりのとき山に遊に行き、栗の實五つ六つ拾ひて來り、晝飯の席にてこれを見せたり。父は、いづれの場所にて得たるか。」と問

ひしに、梅巖、うちの山と隣の山との境にありしを拾ひたり。」と答へたり。このとき父は「わが山の栗の木は境に程隔れば、汝の拾ひたるはさだめし隣の山の栗なるべし。急ぎもとの所におきて來れ。」と命せしかば、梅巖は食事のすむをもまたず、直にかへしに行きたりといふ。

備考

遺失物法明治三十二年三月二十三日抄録

第一條 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求權ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察官署ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

物件ヲ警察官署ニ差出シタルトキハ警察官署ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲スヘシ

第四條 物件ノ返還ヲ受クル者ハ物件ノ價格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給スヘシ但シ國庫其ノ他公ノ法人ハ報勞

金ヲ請求スルコトヲ得ス

第十條 管守者アル船車建築物其ノ他公衆ノ通行ヲ禁シタル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ其ノ物件ヲ管守者ニ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者ヲ以テ拾得者トス自己ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者亦同シ

本條ノ場合ニ於テ報勞金ハ前項ノ占有者ト現ニ物件ヲ拾得シタル者ト折半スヘシ

第十三條 埋藏物ニ關シテハ第十條ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋藏物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬ス此ノ場合ニ於テハ國庫ハ埋藏物ノ發見者及埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ給スヘシ(三項の外尙ほ本條に略す。)

第十五 儉約

(一) 物を粗末にあつかふな

(二) 儉約

目的

儉約の大切なことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一)物を粗末にあつかふな。勇吉は學校よりの歸りみちにて多くの子供が兵隊のまねをなせるを見、その仲間に入らんとて家にかへるや否や、かばんと辨當箱とを投げだしおき、母につけて驅けいでたり。かくてよく遊びて後、家に歸りて見れば、辨當箱は二つにわかれり。勇吉はさきに投げいだしたるためにこはれたることを知りて、いかげせん心配せり。姉はその氣色を見て、靜に「それは物を粗末にあつかひしによれり。日頃丁寧にあつかひしときには、かかることなかりしならずや。されば何物にても大切にあつかふべし。」と

教へたり。

諸子よ、何物にても粗末にあつかへば損すること早し。たとへば諸子のたづさふる書物の如きも、丁寧にあつかへばいつまでも使はるべけれども、粗末にすればじきによれ破れて役にたたぬよになるべし。

主要なる設問 (一)勇吉は學校から歸てきてかばんや辨當箱をどうしましたか。(二)勇吉の辨當箱はどんなになつてゐましたか。(三)勇吉のねえさんはなんといつてきかせましたか。(四)物を取扱ふにはどんな心得が大切ですか。

(二)儉約。諸子は既に物を粗末に扱ふべからざることを知り。進んでは儉約を守らざるべからず。儉約とは無益に物を費さざることをいふなり。

今より二百年程前、徳川光圀といふ人ありき。身分高き人

なりしかど、常に儉約を守りて、衣服も質素を旨とし、食物も奢ることなく、また平生ものを書きとむるにも、多くは諸方よりきたりし手紙をつぎてつかひ、または、ほぐの裏などを用ひたりといふ。

然るに光圀が召しつかへる女中ども紙を粗末にする癖あり。光圀これを矯めんと思ひて、ある村の紙すき場にそへる川の上に棧敷をつくらせ置き、寒き冬の日、女中どもをして、行きて紙すき女の働くさまを見物せしめたり。女中どもは歸りきたりて紙すき女が水の中に入りて働く有様、または棧敷の上にて寒き風に吹きつけられしことなどを語り告げしかば、光圀は「一枚の紙も容易に出来得るものにあらず、皆紙すき女が辛苦して造りたるものなれば、無益にこれを費すべからず。」といひきかせり。女中ども深く感じて、これより後紙を粗末にすることなかりきとぞ。

光圀はかく儉約を守りしかども、用あるときには財を惜まず、貧しきものには金銀・米穀を恵み與へき。諸子よ、儉約を守るはよきことなれども、吝嗇に陷るは宜しからず。儉約とは何物をも無用に費さぬことにて、吝嗇とは用あることにもこれををしみてつかはぬことなり。諸子はよくこの別をわきまへて儉約を守るべし。

主要なる設問 (一) 徳川光圀はものを書きとめておくのにどんな紙をつかひましたか。 (二) 光圀は女中たちが紙を粗末にするのを見てどんなことをしましたか。 (三) 女中たちは紙すき場から歸つてきてどんなことを話しましたか。 (四) 光圀は女中たちの話をきいてなんといいきかせましたか。 (五) 儉約と吝嗇とはどうちがひますか。

注意

一。本課に因みて左の諸項を諭すべし。

イ。書物を大切に取扱ひていたづらがきなどせぬこと。

ロ。筆硯墨紙等を粗末に取扱ひ、またはこれをむだづかひせぬこと。

ハ。草紙または帳面の紙をやぶらぬこと。

ニ。帽子下駄傘等を丁寧取扱ひ、衣服を汚さぬよゝにすること。

ホ。金銭をむだづかひせぬこと。

二。本課に因みて貯蓄の念を養はしむるよゝ注意すべし。

三。光圀の如き身分高き人もかく儉約を守りたることを説きて、貴賤貧富に拘らず各自相應に儉約を守るべきことを諭すべし。

補助教材

一。松下禪尼の話。 松下禪尼は鎌倉幕府の執權北條時頼の母なり。かつて禪尼時頼を招かんとせしとき、手づから、すすけたる障子のやぶれを繕ひたり。その兄安達義景來り、これを見て「かかることは、わがもとに慣れたる男あればそれにせさすべし。皆はりかへたらん方たやすく、切張は斑とな

りて見苦し」といへり。禪尼答へて「我も後日はりかへんと思へど、何物にても破れたる所を繕ひて用ふれば、暫くは用をなすべし。若き人に見ならはせて心づけんため、かくはするなり」といひたりとぞ。

二。土井利勝の話。 今より二百六七十年程前に土井利勝とどろきといふ大名ありて幕府の重き役を勤めたりき。ある時その居間に一尺許の舶來の絹糸の落ちてありしを拾ひ、大野仁兵衛といふ家來に預けて「この糸を大切にしまひ置くべし」といひたり。年若き家來たちはこれを見て「あのよゝなる糸屑は何の役にも立つべきものならぬを、何とて大切にせらるるぞ。大名にも似合はしからぬことなり。などいひて、ひそひそ笑ひたり。

それより二三年たちて、ある日利勝は仁兵衛を呼びて「先年汝に預けおきし糸ありや」と尋ねたり。仁兵衛は「これにあり」といひて腰の巾着より取り出したり。利勝はその糸にて下緒ひもとの先をくくりとめ、さて家老を呼びてこれを見せ、先年この糸屑を仁兵衛に預けしとき、ほかの者どもは「あのよゝなる糸屑は何の用に立つべきぞ」と笑ひたりしに、主人のいひつけなりとてかく大切に守りたること感心なり」とて、仁兵衛に多くの知行を取らすべき

ことをいひわたしたり。利勝なほも語をつぎて「この糸屑はまことに些細のものなれども、もと外國の人が桑を採り蠶を飼ひてつくりたるものなり。それより商人の手に渡り、遙なる海を経て我國に入り、なほ我等の手許に來るまでには多くの手數かかりたり。かく手數のかかりたるものなれば、少しにても決して粗末にすべからず。」といひたりとぞ。

備考

郵便貯金。貯金の機關は種種あれども、最も確實安全にして全國に普及せるものは郵便貯金なり。郵便貯金は政府の掌るところにして、全國に散在せる郵便局に於てその取扱をなせり。而してその趣旨とする所は主として零碎なる金銭を安全に貯蓄殖せしめ、以て國民をして勤儉貯蓄の美風を涵養せしむるにあり。

郵便貯金一口の預り金は十錢以上にして、普通の預け人はその總額千圓を超過するを得ざれども、公共團體、社寺、學校、營利を目的とせざる法人若くは團體等に於て預け入るときはその預入總額に制限なきものとす。

郵便貯金にはその預入の翌月より拂戻の前月まで勅令を以て定められた

る歩合に依りて利子を付するものにして、この利子は毎年三月三十一日を區切り、これを元金に加へらるるものとす。

新に郵便貯金の預入をなさんとするときは、貯金預入申込書に現金を添へて、郵便局に差出すべし。さすれば直に預入金を記入したる通帳を交付せらるべし。かくて二度目よりはその通帳に現金を添へて差出し、通帳に預入金の記入を受けるのみにて、他に何等の手續を要せざるなり。

兒童などにして一時に十錢以上の郵便貯金をなすこと能はざるものは、郵便切手に依り貯金するを便利なりとす。この方法は郵便局より郵便切手貯金臺紙(五厘郵便切手貯金臺紙、壹錢郵便切手貯金臺紙、貳錢郵便切手貯金臺紙の三種あり)を買受け、臺紙に印刷せる切手額面と同じ金額の郵便切手を貼り、全部貼り了りたるとき、これを郵便局に差出せば、現金による預入と同じく、その郵便切手の金額を預入金として通帳に記入せらるるものとす。但し郵便切手に依る預入は一人一箇月壹圓を超ゆるを得ず。

郵便貯金の預け人は何時にても貯金の拂戻を請求し得るものにして、この方法には通常拂即時拂等の別あり。

第十六 忠君

- (一) 天皇陛下
- (二) 忠君

目的

天皇陛下の御事を知らしめ、忠君の心を起さしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 天皇陛下。 天皇陛下のつねにゐます宮城は東京にあり。この繪は天皇陛下の宮城をいでさせたまふ所なり。向ふに見ゆるは宮城にして、御車にめさせたまへるは天皇陛下なり。路ばたにならびたる人人はいづれも最敬禮をなせり。

天皇陛下は御名を睦仁と申し奉り、孝明天皇の皇子におは

します。御年十六にて御位をつがせたまひ、今年(明治三十九年)五十五歳にならせたまふ。

天皇陛下はわが大日本帝國を治めたまふ御方におはしまして、常にわれ等臣民を深く愛したまふ。今その御事の一つを語り聽かせん。

明治十一年北國御巡幸の折、新潟縣に入らせたまひて、眼病にかかれるもの多きをみそなはし、侍醫をしてその原因を取調べしめさせられ、縣令今の縣知事にあたるを召してこれが治療の方法を設くべしとて、多くの金を下したまへり。

諸子がかく御惠深き天皇陛下の下に生ひたつは、その仕合いかばかりぞや。

主要なる設問 (一) 天皇陛下はどういふ御方であらせられますか。 (二) 宮

城はどこにありますか。(三)天皇陛下はどなたの御子であらせられますか。(四)天皇陛下はおいくつで御位をおつぎになりましたか。(五)天皇陛下はこ
としおいくつであらせられますか。(六)天皇陛下が新潟縣を御巡幸になつたとき、どんなことを御心づきになりましたか。(七)それでどんなありがたいことをなさいましたか。(八)皆さんはこの御話をきいてどんなに思ひますが。

(二)忠君。 今より七百年程前、平重盛といふ人ありて、忠君の心極めて深かりしが、その父前太政大臣清盛威權をほしいままにして、わがままの振舞多かりき。あるとき清盛、後白河法皇を怨みたてまつることありて、法皇を他所にうつしておしこめ奉らんとし、多くの將士をよび集めたり。重盛聞きて大に驚き、常服のまま急ぎて父の館にいたりしに、一族の者ども悉く甲冑をつけ、馬に鞍おきなどして、今にもうち出でんとするさまなり。弟宗盛、重盛の袖をひきて、かかる大事に臨みて、

何とて甲冑をめされざるぞ。といふ。重盛顧みて、われは近衛大將なり。君に寇する敵もあらざるに、みだりに甲冑をつくべきにあらず。といひすて、奥に入れり。清盛望み見て、急に鎧の上に墨染の法衣をまとひて、いできたり、しきりに襟をあはせしに、襟ほころびて鎧の金物きらめきて見えたり。重盛はらはらと涙をおとして、人のうくる恩の中にも君の御恩を以て最も重しとす。わが家累代君の御恩をかうむること深く、殊に父上には太政大臣までのほりたまひ、重盛等の如きすら貴き役目をうけたまはれり。重盛君の御ためには一家のことをもうち忘れて仕ふべき身なるに、このたびの御企につきては重盛せんすべを知らず。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず。もしかならずこの事を遂

けんとおぼさば、ねがはくはまづ重盛の首をはねられて後になさせたまへ。」といひて、かつ泣きかつ諫めたり。清盛これがために遂にその企をやむるに至れり。法皇このことをきこしめされて、重盛の精忠を御感あらせられきとぞ。

諸子よ、重盛のよく父を諫めて君の御安泰をはかり奉りしは、忠君の道を盡したるものといふべし。諸子も國家の大事に際しては、一身をささけて、天皇陛下の御ために盡し奉らんと心がくべきなり。

諸子よ、日常よく修身の心得を守りて己が業務に勉勵するも、皇恩に報い奉る所以にして、また忠君の道なることを知らざるべからず。

主要なる設問

(一) 平清盛が後白河法皇の御所におしよせようとしたと

き、重盛はどうしましたか。(二) 宗盛は重盛の袖をひいてなんといひましたか。(三) そのとき重盛はなんといひましたか。(四) 清盛は重盛の來たのを見て、どうしましたか。(五) 重盛はどういふことをいつて清盛を諫めましたか。(六) 皆さんはどんなことをすれば忠君の道にかなふと思ひますか。

注意

- 一。天皇陛下の御事を教授する際には、莊重なる態度音調を用ひて、十分に敬意を表すべし。また最敬禮の仕方を教へて實習せしむべし。
- 二。本課を教授する際、君が代の歌につきて、その大意を説ききかすべし。
- 三。本課以下三課は天長節の儀式に聯關して教授し、また天皇陛下の御事につきては兒童の理解し得る限り話しきかするよゝ注意すべし。

補助教材

谷村計介の話。明治十年西南の役に、谷司令長官は熊本城にたて籠りて援軍のきたるを待ちしが、城中防守の模様を征討軍營に報せんと思へども、敵の攻圍厳しくして容易にこの任務をなし遂ぐべきものを得ざりしに、川上聯隊

長心得は佐長谷村計介を挙げたり。計介は剛毅樸實の若者にて、このとき二十五歳なりしが、二十歳の時より兵士となりてこれまでも戦功を立て、人人に譽められるものなりき。

川上聯隊長心得は先づ計介を召してこの意を諭すに、計介はかかる大任をなし遂ぐべきこと覺束なし。とて再三辭したれども、聯隊長心得は反復説諭し、計介もしばし考へたる後、さらば謹みて命を奉せん。命を奉せしからには必ずなし遂ぐべし。と答ふ。よつて計介を谷司令長官の前につれゆきて命令を受けしむ。計介その旨を承りて退き、煙煤を全身に摩りこみつづれの衣服を着て、夜にまぎれて城を出でたり。まもなく敵に捕へられ、百方辯解すれども免されざれば、守卒の眠れるひまをうかがひ、爪にて繩をきりて逃れ出でたり。

かくて計介は進み行きしに、不幸にも再び捕へられしかば、わざと臆病者の風をなし、ふるひわななき涙を流して見せなどしたれば、敵これを憐み、縛を解きて人夫として使へり。

計介すきまをうかがひてまたここを逃れ、遂に高瀬といふ所に屯在せる第一旅團に達することを得たり。敵に捕へられし間は、苦しき拷問をもうけ、食

物も十分に與へられざりしたため、顔色も衰へしかば、この度はかへつて敵の間諜ならんかと疑はれ、また縛せられて本營に送らる。さて旅團長の前に出でしときは、嬉しさに胸迫りて、急に言を發することも出来ざりしが、やがて徐に命令の旨を述べ、防守のさまを説きしに、一同皆感歎したり。旅團長これを慰め、部下のものに命じて厚くいたはらしめて營中に留めおきたり。間もなく官軍田原坂の敵を攻むることとなりしとき、計介これに加はりて勇ましく戦ひしが、惜しいかな遂に敵丸に中りて死せり。

備考

近藤芳樹著陸路廻記の一節 明治十一年九月の條

十八日も猶雨ふる。新潟に止まらせたまへり。このほど高崎正風にあへりしに、同人の語るをきけば、主上は越後の境にいらせたまへるより眼をやめるもののいとおほかるを、御輦の中よりみそなはしとがめたまひけん、いにし十六日この新潟につかされたまへるやがて侍醫伊東方成をよべとおほせごとありければ、おほんかたはらにさふらふ人々何事にかとあわたくしく御使つかうまつりしかば、方成はもしは御達例の事もやとあわて、まゐれり。主上

のたまひけるは、この越の國にいりしより眼やみのもの、おほかるはいかなるゆゑにかかならず其原因あるべし。委曲にさぐりたゞすべしとおほせくだされたり。方威かしこまりて、たゞちに此地の病院にいたりて其原因を極めたゞし、つばらにかいしるして奉りければ、やがて縣令をめさせたまひて、これが治療の方法を設くべういとねもごろなるおほせごとありて、金千圓を下し給へりとぞ。あはれ此一事をもても、民を憐ませたまふ御心の深さ、おしはかりしられたり。さるは幾百千の御供の人の、誰ひとりおもひもよらぬことを、しか御目を止めさせたまへること、今さらなることながらかしこかりけれ。

第十七 大日本帝國

(一) 皇大神宮

(二) 大日本帝國

目的

皇大神宮の御事を説き、延いて大日本帝國の國體を知らしむるを以て本課の目的とす。

(一) 皇大神宮。 この繪を見よ。年ふりたる木立の中に垣うちめぐらせるいとまたふとき御宮あり。御宮の造りざまなど、すべて古風にして、見るから崇敬の念を起さしむ。これは

伊勢にある皇大神宮の御有様をうつしたるものなり。諸子はこのには、いかなる御神をまつれるかを知れりや。

天皇陛下はわが大日本帝國を治めて、われ等を愛せさせたまふありがたき御方なることは諸子のすでに學びたることなり。天皇陛下の御先祖は天照大神と申したてまつる御神にして、皇大神宮はこの大神を祀れるなり。されば陛下の御崇敬も一方ならず、その重だちたる祭には勅使を遣はして幣帛をささけたまふ。

皇大神宮はかかるたふとき御宮なれば、われ等臣民も常に

敬ひたふとばざるべからず。

主要なる設問

(一) 皇大神宮にはなんと申す神さまがまつてありますか。

(二) 天照大神はどういふ神さまでありますか。

(三) 天皇陛下はどんなに皇大

神宮を御うやまひなさいますか。

(二) 大日本帝國。

天皇陛下はわが大日本帝國を統治したまふ御方にして、われ等はみな陛下の臣民なり。わが大日本帝國はいかにして起りしぞ。今その由來を説ききかせん。

諸子は既に天皇陛下の御先祖の天照大神なることを知り。昔天照大神、皇孫瓊杵尊をこの國に降したまはんとて、鏡・劍・璽の三種の神器を授けたまひ、豐葦原の瑞穂の國はわが子孫の君たるべき地なり。汝宜しく、その地にゆきて治むべし。寶祚のさかえんことは天壤とともに窮なかるべし。」との

たまひき。かくて瓊杵尊は日向に降りたまへり。

瓊杵尊の御曾孫に神武天皇と申し奉る御方おはしましき。御聰明にわたらせたまひ、御心もたけくおはしましけり。はじめは日向の高千穗の宮におはせしが、遠き東方の地未だ王化に霑はざれば、これを平定せんとて、舟師を率ゐていたたまひ、多くの年月を経て難波につきたまへり。難波は今の大坂地方なり。

それより直に大和の方に進み入らんとおほししが、わるものどもの勢強かりしかば、途を轉じて紀伊に入り、けはしき山路を越えて大和に進み、遂にこれを討ち従へたまひき。さて群臣を集めて仰せけるは、「われ東征して多くの年月を経たり。幸に皇祖の御威光によりて、悉くわるものどもを平ぐるこ

を得たり。されば先づこの所に宮を建てて人民を治むべし。』
 とて、都を大和の橿原に定めたまひ、始めて天皇の御位に即かせたまひき。その年を紀元元年とす。紀元節は神武天皇が御即位あらせられ、紀元を立てたまひし日に當れるを以て、これを祝ふなり。

神武天皇御位に即かせたまひし後、群臣の功あるものを賞し、祭の場を鳥見山（みのやま）につくりて皇祖を祭りたまひき。

主要なる設問 (一)天照大神は瓊瓊杵尊に何をおわたしになりましたか。
 (二)そのとき天照大神はなんと仰せられましたか。(三)神武天皇はなんのために東の方へ御征伐にお出になりましたか。(四)神武天皇はどのようにして、東の方をおたひらげになりましたか。(五)神武天皇は御位におつきにならうとして、なんと仰せられましたか。(六)紀元節はどういふ祝日でありましたか。(七)神武天皇は御位におつきになつてから、どんなことをなさいましたか。

注意

一。説話要領(一)を教授する際、神社を敬ふべきことを説きて、境内の花木を折り、魚鳥を捕り、殿宇塙牆等を汚損することなきよゝ注意すべし。

二。説話要領(二)を教授する際、その年の紀元何年に當れることを知らしむべし。

備考

皇大神宮は三重縣度會郡宇治山田町にあり。恒例の祭典の數多きが中に三度の重だちたる祭（新年祭・神嘗祭・新嘗祭）には勅使を遣はして幣帛をささげさせたまひ、また國家に大事あるときには先づ勅使を遣はして告げまうさせらるるを例とす。同町にまた豊受大神宮あり、豊受大神を祀り奉る。古來朝廷の尊崇殆ど皇大神宮に均し。

第十八 大日本帝國（つづき）

(一)日の丸の旗

(二)大日本帝國（つづき）

目的

日の丸の旗は大日本帝國のしるしなることを知らしめ、また前課につづきてわが帝國の國體を知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一)日の丸の旗。この繪を見よ。この日は天長節の祝日にて、家家の軒に日の丸の旗を立てたり。これ等の子供は朝日に輝く旗を見て喜びあへり。

いづれの國にも皆その國のしるしの旗あり。日の丸の旗は大日本帝國のしるしなり。されば天長節・紀元節等の祝祭日には、學校にても家家にてもみな日の丸の旗を立つ。また外國に居住する日本人もこれ等の祝祭日にはこの日の丸の

旗を立て、わが國の船が外國に行きてその國の港に碇泊するときにも、皆この日の丸の旗を掲ぐ。諸子は日の丸の旗のひらめくを見て勇ましくは思はざるか。

主要なる設問 (一)日の丸の旗は何のしるしですか。(二)日の丸の旗はどんなとき立てるものですか。(三)日の丸の旗の立てるのを見ると、どんな心もちがしますか。(四)皆さんは日の丸の旗の話をきいてどう思ひますか。

(二)大日本帝國(つづき)。諸子は前課に於て天照大神の仰に「寶祚のさかえんことは天壤とともに窮なかるべし。」とのたまひしことを學べり。この御言葉のごとく、神武天皇より今日に至るまで、二千五百六十餘年の間天皇の御子孫相つぎて皇位に登りたまひ、以て今の天皇陛下に至れり。諸子よ、世界に國は多けれども、かく萬世一系の天皇を戴き奉るはわが國の外

にはなきなり。われ等のかかる尊き國に生れたるは大なる幸といふべし。

諸子よ、わが大日本帝國は萬世一系の天皇を戴き奉るのみならず、御代代の天皇は皆われ等臣民を子の如く愛したまへり。殊に醍醐天皇は寒き夜に御衣を脱ぎて、貧しき民の身の上を思ひやりたまひ、龜山上皇は元の兵がわが國に襲ひきたりしとき、御身を以て國難に代らんことを伊勢の神宮に祈りたまひき。また今の天皇陛下の臣民を愛したまふ大御心の厚きは前に説ききかせし所の如し。諸子よ、われ等がかかるあり難き皇室を戴き奉るは大なる幸といふべし。

諸子よ、われ等の祖先たる臣民は皆皇室を尊び奉りて忠君愛國の大義を奉じ、また父母につかへてよく孝行の道を盡し、

以て今日に至りしなり。われ等その子孫たるもの、豈これに恥づるが如き行ありて可ならんや。

われ等はおかかるあり難き國に生れ、かかる尊き皇室を戴き奉り、またかかる臣民の子孫たるものなれば、あつぱれよき日本人となり、天皇陛下の大御心を仰ぎ奉りて、よく忠に、よく孝にして、わが大日本帝國のために盡さざるべからず。

主要なる設問 (一)大日本帝國はほかの國とどんな所がちがひますか。
(二)醍醐天皇は寒いばんにどんなことをなさいましたか。(三)龜山上皇は、元が攻めて來たときに、どんなことをなさいましたか。(四)われ等の祖先はどんなことをして大日本帝國のために盡しましたか。(五)皆さんがどんなことをすれば大日本帝國のためになりますか。

注意

一。日の丸の旗はわが帝國のしるしなれば、大切なものなることを理解せし

むべし。

二。祝祭日には日の丸の旗をたつることを忘れざるよー注意すべし。

三。備考に掲げたる日の丸の旗の歌はその意義を理解せしめたる後便宜これを暗誦せしむべし。

四。本課を教授する際、皇室の御繁榮にあらせらるることを説ききかすべし。

五。わが皇室はわが祖先の戴き來れる所なれば天皇陛下に忠義を盡すは、即ち祖先の志を成す所以なることを論すべし。

六。本課を教授したる後、前課と本課との「大日本帝國」をまとめて復習せしむべし。

備考

一。皇室典範(抄録)

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

二。日の丸の旗

一。萬の國のしるしの旗に
すぐれて見ゆるわが日の御旗
祝の日に祭の日にも
御國の光と仰ぎてたつる

あーめでたしや日の丸の旗

二。隔たる國の港の船に
めだちて見ゆるわが日の御旗
いづくにゆくもわが國人は
御國の榮を祝ひてたつる

あーなつかしや日の丸の旗

三。學のにはに業なしとげて
東に西に世界のうちに
わが日の御旗輝くごとく
御國の譽を上げみてあげん

あーいさましや日の丸の旗

第十九 近所の人

(一) 近所の人

(二) 同

目的

近所の人互に助けあふべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 近所の人。この繪を見よ。善吉が他所に遊に行く途中にて大なる犬に追ひかけられ、驚き叫びて救を求めしに、近所の人その聲をきき、駆け出でて犬を追ひやり、善吉を救ひをるなり。

諸子の中には犬に追はれしとき近所の人に助けられしことあるもあらん。また路にてつまづき倒れしとき近所の人に起されしことあるもあらん。その他いろいろの場合に於て、諸子は近所の人世話を受くること多かるべし。

われ等の家がもし人も住まぬ山奥や森の中にただ一軒あらば、そのさびしさは如何ばかりならん。諸子の家に難儀なる事の起るときは近所の人きたりて助け、また近所の家に何か事の起るときは諸子の父母などは行きてこれを助く。近所どしはかくの如く互に助けあひてくらしをるものなり。されば諸子は常に近所の人に親むべし。近所の人に悪口をいひ、その家の垣壁などを傷け、またはこれにらくがきし、或は庭園に踏み入りて花木を折り、果實を取りなどして、迷惑をかくるがごときことあるべからず。

主要なる設問 (一) 皆さんはどんなときに近所の人のお世話になりましたか。(二) もし近所の人一人もゐませんでしたらどうでせうか。(三) 皆さんのうちでは近所の人とどんなにしてつきあってゐますが。(四) どんなことをすれば近所の人迷惑になりますか。

(二) 近所の人。 今より百二三十年程前、相模のある村に佐太郎といふ人ありき。老いたる母につかへて孝行をつくし、その心を慰め安んずることを務とせり。その家もとは資産もありて代代村役人たりしが、佐太郎の父の時家衰へ、田畑の大半を失ひしを、佐太郎がはたらきにて少しばかり取戻したり。されどもなほ貧しく、朝は麥粉にてつくれる焼餅を食ひ、晝と夕とは麥飯に野菜をそへて食物とせし程なりしが、母にすすむる焼餅のみは殊によくつきし麥にもち米の粉を交ぜ、やはらかにつくりて母の口にあふよゝにしたり。

佐太郎は孝行の心深かりしのみならず、またよく村中の貧しき人人をあはれみたり。ある時人の家の屋根損じをるを見て、なにゆゑに修復せざるか。と問ひしに、家貧しくして費用

に堪へ難し。と答へしかば、佐太郎は村中の家家より藁四五把づつを請ひ、己れもまたこれにたしてその屋根をつくろはしめたり。また村の中にて火災にあへるものあれば、己が藁の竹を切りてその人に贈り、なほその外にも人の難儀を助けしこと舉げて數へがたし。

何人も常々近所の人の恩恵を受けをることは前に教へたる所なり。近所の人には助けあひて安らかに楽しく生活し得るものなれば、互に親切を盡すべし。近所の人己れに對して親切を盡しくれずとも、己れは親切にせざるべからず。

主要なる設問 (一) 佐太郎はどういふ人でしたか。 (二) 佐太郎はどんなにしておかあさんに孝行をしましたか。 (三) 近所の家の屋根が損じてゐるのを見て佐太郎はどうしましたか。 (四) 村の人が火事にあった時佐太郎はどんなことをしましたか。 (五) 近所どしはどうせねばなりませんか。

注意

近隣親睦の念は延きて公共心の本となるものなれば本課を教授する際、近所の人と親むべきことを知らしむるより注意すべし。

補助教材

伊藤仁齋の話。 今より二百年程前京都に伊藤仁齋といふ名高き學者ありき。あるとき近所の人人集りて共用井戸を浚へしに、仁齋も出でて手つだはんとせり。近所の人たち、我等にて事足れば先生を勞せずともよろし。といひてとどめたり。仁齋いへるより、お言葉かたじけなけれど、御身等と同じく我も日日この井戸をつかひをればいかで我一人あづからざる道理あらん。とて、共に繩をとりて働きたりとぞ。

第二十 公益

(一) 一人に迷惑をかけるな

(二) 公益をはかれ

目的

人に迷惑をかくることなく、進んで公益を圖るべきことを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一) 一人に迷惑をかけるな。 善吉の祖母はある日善吉をつれて、らんぷを買ひに行きしが、その歸り路にて過ちてこれを落ししかば、らんぷは石にあたりて、こまかにこはれたり。祖母はとどまりて、そのかけを一つ一つ拾ひはじめたり。善吉は「かくこはれては役にたたず。捨てて歸らん。」といふ。祖母は「否、役にはたたざれど、このまま捨ておかば、この所を通る人人がふみつけて、けがすることもあらん。それゆゑこれを拾ひとるなり。」と答へたり。

諸子はこのことをききて何と思ふか。われ等は多くの

と共にこの世の中にくらしをるものなれば、人に迷惑をかけぬよー心がくること肝要なり。己れ一人のためのみを思ひて、世間の人をかへりみぬは、おもひやりのなき人といふべし。らんぷのかけの如き危険なる物ならずとも、すべて道路に塵芥などを棄て、または窓より痰唾を吐き、水を流しなどするは、いづれも人の迷惑をかへりみぬもののしわざなり。諸子は注意してかかることをなすべからず。

主要なる設問

(一) おばあさんは、なぜらんぷのかけを拾ひましたか。(二)

世間の人といふにくらしていくには、どんな心がけが大切ですか。(三) 皆さんの中に人から迷惑をかけられたものがありますか。(四) どんなことをすると、世間の人の迷惑になりませうか。

(二) 公益をはかれ。佐太郎は農事に心を用ふること深く、そのつくりし稲は毎年他人のよりも出来よかりしかば、村の人

人も皆その仕方に習ひてつくる程なりき。かく自分の家業に勉勵せしのみならず、またよく村の人人のためにも盡せり。ある時佐太郎麥をまきをりて日暮に及びたるに、空俄にかき曇りて今にも雨にならんとす。佐太郎急ぎて麥畑に土をかけしが、夜に入りたれば炬火をとほして、人の畑にも同様に土をかけ、肥料の流れ去らぬよーになしやりたり。また稲をつくるため用水を田にひく頃には、誰の持地といふことなく、水はづれをるときは、これをせき入れ、水あまりをるときは、はづしやりたり。

かかる心がけにてつねに村の公益をはかりしこと多きが中に、佐太郎が選ばれて村役人たりし時のことなりき。往來の土橋しばしば破損せしに、佐太郎はこれを憂へて、村役人の給

料を少しづつ貯へ置かしめ、力を合せて石橋にかけかへしかば、その後は永く破損の患なくして、人人に便利をあたへたり。かく村の公益となるべき行多かりしかば、遂にはその村役人の頭にあげられたりき。

諸子よ、諸子は人に迷惑をかけざるのみならず、進んで世間の人の便益をはからざるべからず。佐太郎がよく公益をはかりて力を盡ししは、まことに感すべきことならずや。佐太郎の如く己が身を修め、進んで世のために盡すは人たるものの務なれば、諸子もまたかかる行を學ばんことを心がくべきなり。

主要なる設問

(一) 佐太郎がつくった稻がよく出来たのはなぜですか。(二) 佐太郎が麥を蒔いてゐたとき、雨がふりさうになつたので、どんなことを

しましたか。(三) 用水を田にひく頃には佐太郎はどんなことをしましたか。(四) 佐太郎はどんなにして橋をかけかへしましたか。(五) 皆さんは佐太郎の話をきいてなんと思ひますか。

注意

- 一。本課を教授する際、公共物を汚し、または毀たぬよ諭すべし。
- 二。本課を教授する際、普通兒童間に行はるる惡戯にして人の迷惑となることは、十分指摘して戒むべきは勿論なれども、未だ兒童の知らざるが如き惡戯までを舉ぐるは、却てこれを教ふこととなる虞あれば、注意して避くべし。
- 三。本課に因みて傳染病を隱蔽するは公衆に害を與ふることの大なるを知らしむべし。
- 四。本課を教授し終りて後、佐太郎の話をまとめて復習せしむべし。

補助教材

栗田定之丞の語。 秋田縣河邊郡新屋町に栗田神社といふ社あり。これはその地の人の、栗田定之丞の遺徳を仰ぎて祀れるなり。定之丞は今より百年

程前の人にして、秋田藩士なりき。もとこの藩の海に沿へる地は概ね廣き沙場にして、木も草も生せず、暴風吹き來る際には沙を飛ばして人家を没し、田畑を埋むること屢なりき。定之丞山本郡に吏たりしとき、深くこれを憂へ、その害を防がんとて日夜心を苦め、村民を諭して海邊に松を植ゑしめんとせしが、皆その效なきを唱へて應ぜず。これよりさきこの海邊にぐみの木を植ゑしものありしが、風沙のために皆枯れて存するものなかりき。定之丞一日海濱を見廻りしに、その一株の葉を生ずるものあるを認めたり。審にこれを視れば、その四邊には飛沙堆く積りたれど、たまたま棄て置かれたる葉苞に掩はれて纔に沙を蒙らざる所より、その葉は生ぜしなり。ここに於て定之丞風の方角を察し、その衝を避けて木を植ゑんには繁茂すべしと悟り、村民に命じて海邊に葉を束ねて沙上に挿し列ね、その後方に柳ぐみの枝をさしおかしめしに、悉く芽を生じて皆よく生ひたり。かくて後松の苗木を植ゑしめしに、次第に成長し、數年にして林をなすに至れり。

後職を河邊郡に轉するや、またこの法を新屋の民に勸めて反復説く所ありしが、常に劇しき反對をうけ、「定之丞にあらでだのじーなり。」とまで罵らる

るに至り、困難一方ならざりき。されど定之丞少しも屈せず、遂にこれを諭して役に就かしむることを得みづから率先してその事を督せしかば、また松林の茂るを見るに至れり。

初め定之丞が山本郡にこの事を起ししよりここに至るまで前後十八年、その植うる所の松苗數百萬株の多きに上れり。これより風沙の害やみ、麥粟等の畑も所所に開け、また薪を得るの便を得、尙ほ林中には松露しょうろ初茸はつしうなども産するよりなりたり。されば沿海の人人今に至るまでその遺徳を仰ぎて、年祭祀を怠ることなしといふ。

第二十一 博愛

- (一) としよりに親切にせよ
- (二) 博愛

目的

博愛の大切なることを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

(一)としよりに親切にせよ。ある日お梅は弟の一郎をつれて叔母の家にゆけり。隣村の入口にて多くの子供の群集しゐたれば、何事かとて近づき見るに、錢を落したる一人の老人が目がよく見えぬために、すぐには拾ひあつめ得ずしてあちこちさがしをるを、子供は助けんとせす、その傍にてながめゐたるなり。お梅はこのさまを見て氣の毒に思ひ、一郎と共に落ち散りたる錢をさがし集めて老人にわたししかば、老人はお梅等の親切を喜び、禮を述べて立ち去りたり。

諸子よ、お梅等がかく老人に親切にせしはまことに感ずべきことならずや。諸子も常に老人を敬ひ、その不自由を見たるときには進んでこれを助くべし。老人の不自由を見て嘲り笑ひ、または無禮なる行をなすべからず。

主要なる設問

(一)お梅と一郎が叔母さんの所に行く途中、どんなことのであひましたか。(二)お梅と一郎はどんなことをしてとしよりを世話しましたか。(三)としよりにはどうせねばなりませんか。

(二)博愛。今より五十年ばかり前、紀伊の水夫虎吉といふもの等大なる船に蜜柑を積み、江戸にいたり、歸るに臨み、干鰯を積み込みて本國へ向ひ、伊豆の子浦港に立ちよりしが、ここを出帆せし後、暴風俄に起りて大波山の如く、船の楫も碎けたり。かくて五日間ばかりは波のまにまに漂ひて八丈島近き所までは兩度までも流れ寄りしが、艀楫を失ひし上に波すさまじくして島に寄りつくことかなはず、いつしかこれをも見失ひて次第に遠く東北の方へ吹き流され、二箇月ほども大洋に漂ひゐたり。その間に糧米、飲料水等も盡きたれば、僅に残

れる干鰯を食料とし、茶碗に夜露をうけなどして渴を凌ぎ、辛うじて命をつなけり。

一日この海上にて北アメリカの捕鯨船に出あひたり。この船の船長は篤實なる人にて、虎吉等を己が船に乗り移らせ、ぼんを與へ、「いづくより漂ひきたりしか。」と問ひしが、言語通ぜざることをとて、地圖を取りいだしてこれを示し、やうやうに紀伊の人なるを知り、その船中に留め置きて歸國の日を待たしめたり。かくてこの船は北の方に赴きて鯨を漁して貿易をなし、これより歸路につき、ハワイ諸島のうちなるオアフといふ島に着きたり。この間に六箇月ほど過ぎしが、虎吉等は故郷に歸りたき心切にて、ひたすらそのことを船長に頼みたり。されどこの頃は支那・朝鮮・オランダを除くのほか、なほわが國

と外國との交通なき時なりしかば、船長はイギリス領香港に赴く便船を待ち、これに託して虎吉等を香港まで送り届けたり。

虎吉等香港に上陸せしに、幸ひ肥後の人にてこの地に仕立屋を業とするものあり。親切なる人にて己が家に虎吉等を留め置きてよく世話し、またその邊の富みたる人人にも世話するよゝたのみしに、皆扶助せんとして金銭・衣服等を贈りたり。されどこの地よりは直にわが日本に通ふ船なければとて、かの仕立屋は、またはかりてフランスの船に頼み、上海まで送られしかば、その後虎吉等は支那官吏の保護を得、通商の便船に乗りてわが日本の地に着くことを得たり。虎吉等が郷里を出でしより既に數年を過ぎたりしことなれば、家家にては

皆溺死したりと思ひしに、無事に歸り來りしを見て大に喜びたりき。

諸子よ、難儀にあひたるものを助くるは博愛の道なり。わが國にても外國船の漂着せしことありしとき、虎吉等がアメリカの人に助けられたるが如く、食料を與へ、歸國を世話したりしことも少からず。近くはトルコの軍艦エルトグロールが紀州沖にて沈み、これに乗り組みたる人人多く死せしとき、わが國はトルコと和親を結びをらざりしかど、政府は特に軍艦を派遣して遭難者をその本國に送り届け、國民は金品を義捐して遭難者に贈りたりき。

諸子よ、友だちに親切をつくし、近所の人と仲よくし、老人に親切にし、不幸なる人を憐むのみならず、なほ博く世間の人を

も愛するは人の人たる道なり。外國人なりとて妄にわけへだてをなすべからず。

主要なる設問 (一) 虎吉等は伊豆の沖でどんなめにあひましたか。(二) 北アメリカの鯨船が虎吉等の難儀してゐるのを見てどうしましたか。(三) 虎吉等が日本に歸りたいと思つて頼んだので、船長はどうしましたか。(四) 仕立屋は虎吉等をどんなにして世話しましたか。(五) 外國の船が日本に吹き流されてきたときに、日本ではどうしましたか。(六) トルコの軍艦が紀州沖で沈んだときに、日本ではどうしましたか。(七) 外國人に對してはどんな心得が大切でせうか。

注意

- 一。國民たるものはわが國を愛すべきは勿論なれども、自尊の念に驅られて外國人を疎外するが如きことなきよゝ諭すべし。
- 二。外國人と交る際、言語舉動等をつつし、國民の品位を傷けぬよゝ心がくべきことを諭すべし。

三。本課に因みて左の諸項を諭すべし。

イ。人に道路を問はれしときは親切に教ふべきこと。

ロ。面識なきものといへども難儀に遇ひたるときは救ふべきこと。

ハ。外國人の通行するとき、これにつきまとい、悪口をいひなどせぬこと。

ニ。旅人または外國人等の土地不案内なるに乗じて賈品を賣りつけ、または商品が高く賣りなどせぬこと。

ホ。めくらゐざりその他不具癡疾のものを嘲り笑ひ、または苦めなどせぬこと。

ヘ。妄に生き物を苦めぬこと。

補助教材

一。上村艦隊の話。

明治三十七年わが國とロシアと戦ひし時、敵のウラデオ艦隊數隻しばしばわが國の近海に來りて、わが運送船または商船を砲撃せり。中にも同年六月十五日運送船佐渡丸及び常陸丸を沖の島附近に砲撃せし時には、佐渡丸より交渉の上同船の非戦員を送りたれども、英人なる一等運轉手の外はすべてこれを收容せざりき、また同船に對して約束せし猶

豫時間の過ぐるをも待たず、水雷を發射して命中爆發せしめ、各乗員の水中に飛び入りたるをも救はずして去れり。

超えて八月十四日のことなりき、わが上村艦隊は韓國の蔚山沖にてかのウラデオ艦隊三隻の南を指して進むを見、ここに大激戦を開きて敵の一艦リューリイクを撃沈し、他の二艦ロシヤグロモボイに大損害を與へたり。リューリイクの沈没するや、わが艦隊は直にその所にいたりて溺死せんとする敵の人員六百餘人を救ひあげたり。この敵はさきにわが運送船を襲撃し、多數の士卒が溺死するを顧みざりしものなり、わが商船を砲撃して不法をきはめたるものなり。然るにわが軍人は人われに不法をなせばとて、われまたこれに不法を加ふるが如きことなく、敵を救助せしはよく博愛の道を行ひたるものといふべし。

つけていふ。翌三十八年五月の末にいたりて、敵の第二第三艦隊は次第にわが國の近海にせまり、對馬海峽を経て、まさにウラデオストクに入らんとせり。わが聯合艦隊はこれを日本海に邀撃して無前の大捷を得、二十七八兩日の間に殆どこれを撃滅したり。この時運送船佐渡丸は夙に修繕を

をへ、特務艦としてこの海戦に加はり、戦場を馳驅して遺憾なくその任務を盡したりしが、二十八日敵艦ウラジミルモノマフの艦長以下の漂流し來るを見て直にこれを救助せり。また沈没に垂んとせし同艦を曳航せんとせし際、轟然たる響を發して沈没せしかば佐渡丸艦長は部下の兵員を甲板上に整列せしめ、共に靜肅にこれを弔ひたりといふ。

二。楠木正行の話。楠木正行、足利の軍勢と攝津の阿部野にて戦ひ、大にこれを破りしとき、敵兵の川に落ちて流るるもの數百人ありき。正行は味方に指圖してこれを救ひあげしめしが、時しも寒さ厳しければ、みなみな冷え凍えて死なんばかりなり。正行これを憐み、着物をぬぎかへさせて身を暖めさせ、藥を與へて疵を療治せしめ、四五日養生せしめて敵方に送りかへしたりき。さればこれ等の敵兵の中にはその情に感じて正行の手につきしものもありしが、後四條畷の合戦には正行と共に討死せりとぞ。

第二十二 國民の義務

目的

兵役と納税とは國民の義務なることを知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

日本國民は日本國を守らざるべからず。日本國を守るには兵備なかるべからず。兵備なきときは外國より侮を受くることありとも、これを禦ぐこと能はざるべし。さればわが國民滿十七歳より滿四十歳までの男子は皆兵役に服すべき義務あり。滿二十歳に至れば必ず徴兵検査を受け、これに合格するときは抽籤の法によりて籤に當りたるものは陸軍にありては三年、海軍にありては四年の間入營して國家のために盡すなり。

今わが國には陸軍と海軍とを合せて兵士の數、數十萬人あ

り。これ等の兵士の被服及び食物その他軍艦・銃砲に要する費用甚だ大なり。この費用は國家のために缺くべからざるものなり。諸子はまた警察署・警察分署または巡查駐在所を知れるならん。これ等は國民を安らかに暮さしめんがために設けられたるものにて、これに要する費用その他諸役所・學校または衛生・土木等に要する費用もみな國家のために必要なるものなり。かかる費用を分擔するために國民が法律に従ひて納むる金を租税といふ。國民は兵役の義務を有するが如く、また租税を納むる義務を有す。

兵役と納税とはわが國民の負ふべき義務の中にて甚だ大切なものなり。諸子よ、わが國の男子と生れしものは幼き時より己が行狀と身體の健康とに注意し、成長の後は喜んで

兵役の義務を盡さんことを思ふべし。また諸子が納税の義務を負ふに至らば、納税に關する届出をなすについて偽の申立をなし、または納税の期限に後るるが如きことあるべからず。

主要なる設問 (一)わが國の男子はなぜ兵役につく義務があるのですか。
(二)もしわが國に陸軍や海軍がなかったなら、どんなことになりませうか。(三)
兵役の義務を盡すためには今からどんな心がけがいらいますか。(四)國には
どんな費用がいらいますか。(五)租税はなぜ納めねばなりませんか。(六)租税
を納めるのにはどんな心得がいらいますか。

注意

本課及び次の課は第三第四學年の兒童に教授するを主とするものなり。

備考

一。大日本帝國憲法抄録

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第三十二、國民の義務

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

二。兵役には常備兵役後備兵役補充兵役國民兵役の區別あり。常備兵役の中には現役と豫備役とあり。現役の期限は陸軍にては三箇年、海軍にては四箇年なり。現役より外の兵役即ち豫備役後備兵役補充兵役國民兵役にあるものは戦時または事變の際などに召集せらるる定なり。されば平時入營して兵役に服するは現役兵のみなり。

三。租税には國税と府縣税と市町村税とあり。國税には地租所得税營業税酒造税醬油税砂糖消費税等の種類あり。みなわが國の費用にあつるために課するものなり。府縣税は府縣の費用にあて、市町村税は市町村の費用にあつるために課するものなり。

第二十三 議員選舉

目的

議員選舉についての心得を知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

われ等が居住する所に市と町と村との區別あり。市に市會、町に町會、村に村會ありて、各その市町村の公の事に關する評議をなす。市町村會の議員は皆その市町村の公民が同じ公民の中より選舉したるものなり。

議員選舉は公民がその居住する市町村に對して負へる義務なり。されば公民たるものは市町村のためによく熟考して選舉をなすべし。選舉權は大切なものにして、これを棄つるものは公民の義務を怠るものなり。選舉には必ず自ら適當なりと信じたる人を選舉すべし。己が意見を枉げて人の勸に従ふべからず。己が選舉せんとする人の性行及び意見はよくこれを知りて然る後にその人を選舉すべし。

議員に選舉せらるることもまた公民がその市町村に對して負へる義務なり。されば市町村會議員となりたるものは市町村の公益のためにその職を盡すべきものなり。

主要なる設問 (一)市町村會議員はどんなことをするのですか。(二)議員選舉とはどんなことですか。(三)選舉にはどんな心得がいりますか。(四)議員に選舉せられた人はどんな心得が大切ですか。

注意

一。本課を教授する際、市町村會議員の任務の大略を授けて、自治制の趣意を知らしむべし。

二。市町村制の施行せられざる地方にありては、適宜本文を取捨して、その地方に適切なるより教授すべし。

備考

一。市町村の公民とは帝國臣民にして公權を有し、一戸を構へ、かつ治産の禁を

受けざる満二十五歳以上の男子にして、二年以來その市町村に住し、その市町村の負擔を分任し、その市町村内に於て地租を納め、若くは直接國稅^{地租所得稅(所得稅法第三條第一項第二種ノ所得中無營業稅ヲ除ク)}年額二圓以上を納むるものといふ。

二。市町村に市町村會あるがごとく府縣には府縣會あり、また國には帝國議會あり。帝國議會は貴族院及び衆議院より成りて國の政務を議する所なり。衆議院は凡そ四百人の議員より成り、その議員は全國各地より選舉せらるるものにして、満三十歳以上の男子はいづれの市町村に住ずとも、選舉せらるる資格あり。その選に當りたるものは國の利益のためにその職を盡すべき義務あり。また國のために適當なる人を選舉するは國民たるものの義務なり。その他選舉についての心得は市町村會議員の選舉について述べたるに同じ。

三。民法第七條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

目的

本學年に於て教へたる各課をまとめて復習せしめ、教育に關する勅語の大意を知らしむるを以て本課の目的とす。

説話要領

諸子よ、諸子の既に學びたるが如く、わが大日本帝國は萬世一系の天皇の君臨したまふ所にして、御歴代の天皇は臣民を子の如くに愛撫したまひ、われ等の祖先たる臣民も世世心を協せてよく忠に、よく孝に、數千年來の美風をなせり。これ萬國に比類なきわが國の特色なりとす。さればわれ等は祖先の志をつぎて忠君愛國の道を勵み、また常に父母に孝行を盡

すことを以て第一の心懸となさざるべからず。

諸子は家にありて父母に孝行を盡すのみならず、祖先をたゞとび、兄弟姉妹と仲よくし、以て一家の和樂をはかり、また親族とは睦ましくすべし。

諸子は正直にして規律を守り、學問を勵みて知識をみがき、常に身體の健康に注意し、勇氣を養ひ、志を堅くして業務に勤勉し、またよく儉約を守らざるべからず。

諸子は自分の物と人の物との別をわきまへ、人に對しては常に禮儀を重んじ、寛大なるべく、また友だちには親切にし、近所の人とは助けあふべし。

かくの如くよく己が身を修め、またよく人に交り、進みては公益をはかり、博く世間の人を愛して、世のため人のためにな

らんことを務むべし。また國民としては兵役、納税の義務を盡し、公民としては議員選舉の心得を守るは、いづれもよき日本人となるに大切なことなり。

諸子がこれ等の心得を守るは明治二十三年十月三十日に下したまひし勅語の御趣意に副ひ奉る所以なり。諸子よ、これ等の心得を深く心に銘して、常にこれが實行を務めざるべからず。

主要なる設問

- (一) 忠君愛國の道といふのはどんなことですか。(二) 家ではどんな心がけが大切ですか。(三) 自分に對してはどんな心がけが大切ですか。(四) 人に對してはどんな心がけが大切ですか。(五) 友だちに交はるにはどうせねばなりませんか。(六) 近所の人とはどうせねばなりませんか。(七) 世間に對してはどんな心がけが大切ですか。(八) 國民としてはどんな心得が大切ですか。(九) 公民としてはどんな心得が大切ですか。

注意

一。本課は本學年に於て教へたるすべての心得をまとめて復習せしむるものなれば、教授の際この點に注意し、適宜敷衍して十分に會得せしむるよう注意すべし。

二。本課を教授する際明治二十三年十月三十日に下したまひし勅語の大意を説きかすべし。

三。義務教育を終らんとする兒童には乙篇「天皇陛下」「皇后陛下」「教育」「男の務」と女の務を本課に聯關して復習せしむべし。

四。本課は第一第二學年の兒童のために便宜時間を異にして課すとも可なり。その場合には本課説話要領の體裁に倣ひて程度を斟酌すべし。

尋常小學修身書

複式編制學校用

教師 甲篇終

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ
ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶
翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

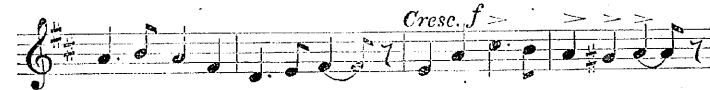
附 録

日の丸の旗

Allegro risoluto. MM. ♩=104



よろづのくにの— しるしの— はたに—
ヘダタルクニ— ミナトノ— フネニ—
まなびのにはに— わざなし— とげて—



すぐれてみゆる— わがひの みはた—
メダチテミユル— ワガヒノ ミハタ—
ひがしににしに— せかいの うちに—



いはひの ひにも— まつりの ひにも—
イヅクニユクモ— ワガクニ ビトハ—
わがひの みはた— かがや く ごとく—



みくにの ひかりとあ ふぎてたつ る— あ
ミクニノ サカエヲイ ハヒテタツ ル— ア
みくにの ほまれをは げみてあ(あ) げん— あ



あめでたしや— ひのまる のは た —
アナツカシヤ— ヒノマル ノハ タ —
あいさましや— ひのまる のは た —

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニ
センコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御 名 御 璽



2131.11-1-甲c

明治三十八年十二月二十日印刷
明治三十八年十二月廿三日發行
明治四十四年五月三日翻刻印刷
明治四十四年五月十日翻刻發行

尋常小學修業規則
編制學校教師用甲篇
定價金拾五錢

著作權所有

著作兼
發行者

文部省

翻刻
發行者

日本書籍株式會社

代表者

大橋新太郎

印刷者

愛敬利世

印刷所

博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地
東京市小石川區久堅町百〇八番地

明治四十四年五月五日
文部省檢査濟

(二五七一)

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
株式會社
國定教科書共同販賣所

